

第2期

小千谷市子ども・子育て支援事業計画

小 千 谷 市

ごあいさつ

本市では、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間とする「小千谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援のための施策や保育園・認定こども園における教育・保育の受け皿確保対策を展開してまいりました。

しかし、この間も依然として少子化は進行し、核家族化や地域とのつながりの希薄化により、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化しております。祖父母や地域住民等から子育てに対する助言や支援、協力を得ることが難しくなっており、不安や孤立感を感じている家庭は少なくありません。

また、子どもの数が減っている背景には、従来の結婚観や家族観の変化に加えて、子育てに対する経済的負担の大きさや、子育てと仕事を両立することの難しさなど、理想とする数の子どもを持ちたくても持てない現実があります。

このような現状を踏まえ、次代を担う子どもたちが地域の人々の愛情に育まれ、笑顔で日々成長する環境づくりを目指すとともに、保護者がしっかり子どもと向き合い、喜びを感じながら安心して子育てができるよう、行政や地域社会全体で支援することを念頭に施策の方向性を定めた「第2期小千谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

子どもは未来を担う大切な宝であり、希望です。その子どもたちの心身健やかな成長には、地域社会の関わり合いや支え合いが不可欠であることから、市民の皆様におかれましても「地域で子どもを育てる」ことに、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたりニーズ調査にご協力いただきました市民の皆様、計画策定を審議いただきました小千谷市子ども・子育て支援会議の委員の皆様に対しまして心からお礼申し上げます。

令和2年3月



小千谷市長 大塚 昇 一

目 次



第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 他計画との関係.....	4
4 計画期間.....	5
5 制度改正等のポイント.....	5
(1) 子ども・子育て支援法の改正.....	5
(2) 基本指針の改正に係る留意事項.....	6
(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正.....	6
6 計画の策定体制と住民意見の反映.....	7
7 県や近隣市町村との連携.....	7
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	11
1 本市における人口と子ども人口の状況.....	11
(1) 人口と子ども人口の推移.....	11
(2) 合計特殊出生率の推移.....	12
2 子育て世帯の状況.....	13
(1) 子育て世帯の推移.....	13
(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況.....	14
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況.....	15
(1) 本市の就業率の推移.....	15
(2) 母親の就労状況.....	16
(3) 育児休業制度の利用状況.....	20
4 子育て支援事業の提供体制と利用状況.....	21
(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望.....	21
(2) 定期的な教育・保育事業の未利用理由と利用を希望する子どもの年齢.....	22
5 調査結果からみた課題等.....	23
6 現行施策・事業の実施状況について.....	27
7 施策の実施状況に関する現状と課題.....	30

第3章 計画の基本理念と基本目標等	35
1 計画の基本理念.....	35
2 施策の体系図.....	35
第4章 子ども・子育て支援の施策展開	41
基本施策1 妊娠・出産期における支援の充実.....	42
基本施策2 乳幼児期における支援の充実.....	44
基本施策3 学童期における支援の充実.....	51
基本施策4 子育て支援の充実.....	57
基本施策5 教育・保育、地域子育て支援事業の充実.....	61
1 教育・保育、地域子育て支援事業について.....	61
2 教育・保育事業等の提供区域.....	63
3 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計.....	64
(1) 推計の手順.....	64
(2) 子ども人口の推計.....	65
(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計.....	66
(4) 教育・保育事業の利用実績と今後のニーズ量見込み.....	67
(5) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込み.....	69
4 幼児教育・保育の量の見込み及び確保の状況.....	71
(1) 施設型事業.....	71
(2) 地域型保育事業.....	74
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況.....	75
(1) 相談支援事業.....	75
(2) 訪問型事業.....	77
(3) 通所型事業.....	78
(4) その他事業.....	80
6 総合的な子どもの放課後対策の推進.....	83
(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	83
7 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進.....	84
(1) 認定こども園の普及について.....	84
(2) 質の高い教育・保育について.....	84
(3) 幼・保・小連携の取組みの推進について.....	84
8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容.....	84

第5章 計画の推進体制	87
1 計画の推進体制	87
2 計画の公表及び周知	87
3 計画の評価と進行管理.....	87
資 料 編	91
1 小千谷市 子ども・子育て支援会議.....	91
(1) 設置要綱	91
(2) 委員名簿	92
(3) 会議の開催日と審議内容	93
2 幼児教育・保育の無償化について	94
(1) 幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯	94
(2) 幼児教育・保育の無償化の趣旨	94
(3) 無償化の対象者・対象範囲等	95



第1章

計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

平成21年度	「次世代育成支援地域行動計画後期計画」策定し、「こどもの笑顔 かがやくまち おぢや」を目指して、子どもの健全育成及び子育て環境の整備等事業を展開
平成24年8月	子ども・子育て関連3法制定 ⇒「子ども・子育て家庭を社会全体で支援」することを目的とし、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築することとなる（子ども・子育て支援新制度）
平成27年3月	平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、「親子の笑顔 かがやくまち おぢや」を基本理念とし、平成27年度からの5か年計画で「小千谷市子ども・子育て支援事業計画（以降「第1期計画」）」を策定
平成29年6月	少子化の進行や子どもの貧困問題の表面化により、国が「子育て安心プラン」を公表 ⇒幼児教育・保育の重要性に鑑み、利用者負担を無償化する等の措置を講じることで、子育て家庭の経済的負担の軽減をはじめ、総合的な少子化対策を推進していくこととなる
平成31年1月	本市の子育て世帯を対象に、子育て支援ニーズ調査を実施
令和2年3月	第1期計画での課題や子育て支援ニーズ調査結果等を踏まえながら、「第2期小千谷市子ども・子育て支援事業計画（以降「本計画」）」を策定

本計画では、「幼児教育・保育の無償化」等の少子化対策を実施できるよう、次世代育成支援推進法に関連する施策を継承しながら、市内に居住する社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもに対し「子どもの最善の利益」が実現できる事業展開を図り、身近な地域において質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に推進し実施することとします。

2 計画の位置づけ

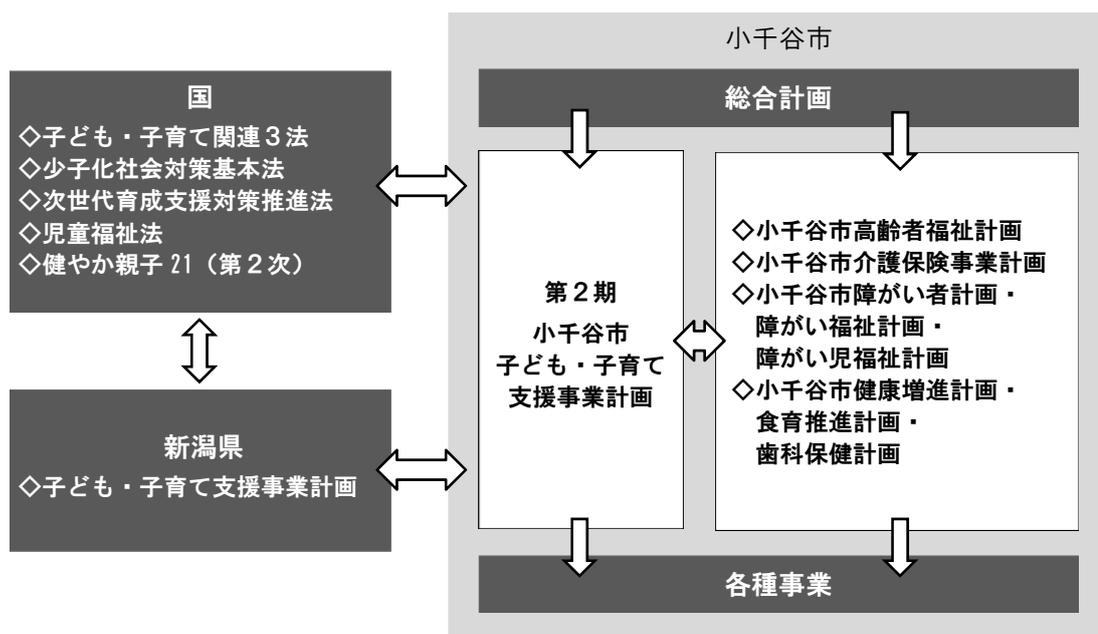
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、「次世代育成支援対策推進法」第8条で定める「市町村行動計画」としても位置づけ、これまで本市が第1期計画において取り組んできた「小千谷市次世代育成支援行動計画」の考え方や成果を本計画に継承します。

3 他計画との関係

本計画は、本市全体の子育て支援を総合的に進めるため、上位計画である「小千谷市総合計画」をはじめ、その他関連計画との整合、連携を図り推進するものとします。

■ 他計画との連携



4 計画期間

本計画の期間は、法律に基づき令和2年度から令和6年度までの5年間として策定しました。また、社会情勢等に変化があった場合には、それに対応できる計画として修正します。

■ 計画期間

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31/R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
小千谷市子ども・子育て支援事業計画									
				見直し	第2期 小千谷市子ども・子育て支援事業計画				

5 制度改革等のポイント

(1) 子ども・子育て支援法の改正

平成30年4月改正	一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を上げ、その拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てること等について改正
令和元年5月改正	総合的な少子化対策の一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児教育・保育を行う施設等の利用に関する給付制度を創設すること等について改正

《主な改正内容》

① 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、3歳から5歳までのすべての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園や認可外保育施設等の費用を無償化する。

② 放課後児童クラブの受け皿拡大

女性の就業率の上昇等による共働き家庭の「小1の壁」「待機児童」解消を目指した新たな目標に向け、放課後児童クラブのさらなる受け皿拡大などの事業整備を行うとともに、子どもの自主性、社会性のより一層の向上を図りながら子どもの健全な育成を目的とする放課後児童クラブの役割を徹底する。

③ 広域調整の促進による待機児童の解消

待機児童の解消に向けた対策として、市町村間で利用者を広域調整するために都道府県が協議会の設置のまとめ役となり、関係する市町村や保育事業者が参加しながら広域での待機児童解消を目指す。

(2) 基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、子育て支援法に基づく基本指針に以下の4点が追加されました。

① 幼児教育アドバイザーの配置・確保

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。

② 幼稚園や保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望への対応

幼稚園の利用希望または保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は適切に量を見込み、確保の内容についても公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。

③ 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴って外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。

④ 地域子ども・子育て支援事業の見込量等

- ・子育て短期支援事業の見込みは、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用想定数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと。
- ・利用者支援事業の見込みは、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。
- ・放課後児童健全育成事業の見込みは、可能な限り学年ごとに量の見込みを算出すること。

(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

平成28年6月	児童福祉法の改正 ⇒子育て世代包括支援センターの設置、市町村や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等について改正
平成30年7月	「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」決定 ⇒児童虐待による痛ましい事件を防ぐため、すべての子が地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応等、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指すこととされる

6 計画の策定体制と住民意見の反映

本計画の策定体制については、「第1期計画」策定時に設置した本市の関係団体代表などから構成される「小千谷市子ども・子育て支援会議」を設置し、計画策定に向けて事業のあり方やニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画に反映しました。

また、本市の子育て支援等に関わる意向を把握するため、平成31年1月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行い、調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスのニーズ量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。計画書（最終案）ができた段階において、パブリックコメントを行い、住民からの計画に対する意見等を精査しながら会議で協議・考察し、可能な限り市民の意見を計画書に反映するように努めました。

7 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討にあたっては、庁内の関係部署及び県と協議・調整を行いながら、市民の意向に対応できるよう相互に連携を図りました。また、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて県が広域調整を行うこととなっていることから、恒常的な情報交換と必要な支援を受け、調整を図りました。

子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、市民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、近隣市町村や保育事業者等との連携と協働に努めました。



第2章

子ども・子育て支援の現状と課題

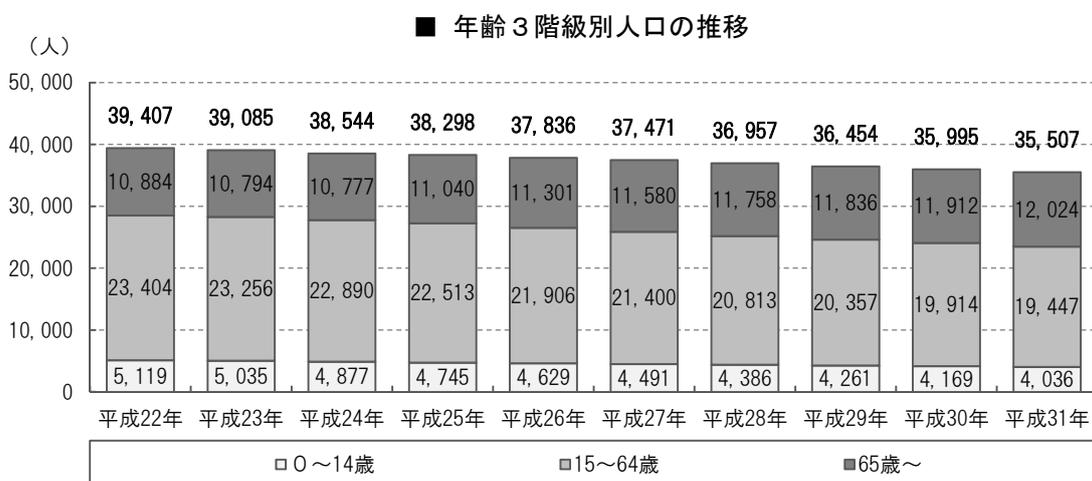


第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 本市における人口と子ども人口の状況

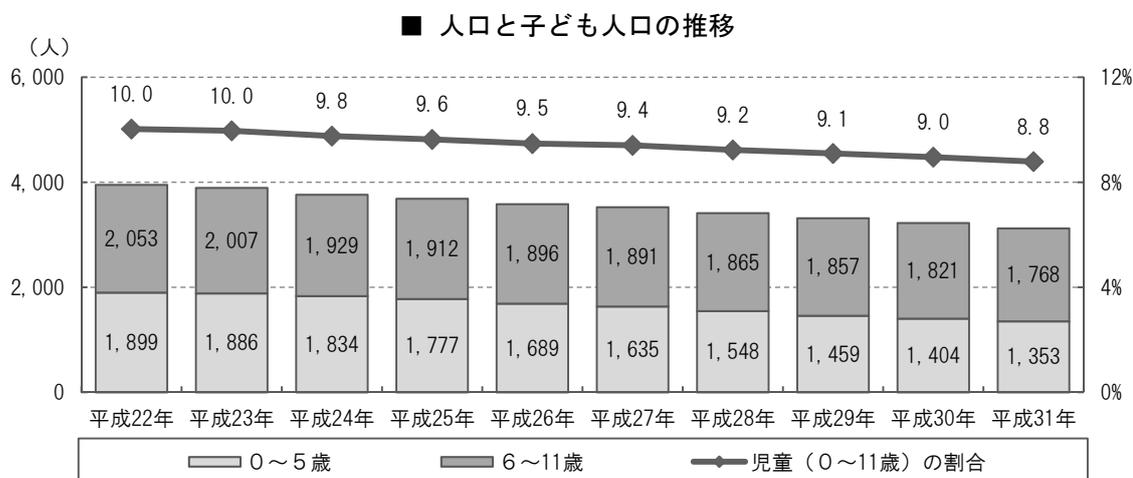
(1) 人口と子ども人口の推移

本市の総人口は、平成22年の39,407人から9.9%減少し平成31年では35,507人となっています。年齢3階級別人口の増減では、年少人口（0～14歳）は21.2%減少、生産年齢人口（15～64歳）は16.9%減少、老年人口（65歳以上）は10.5%増加しており、少子高齢化が進展しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

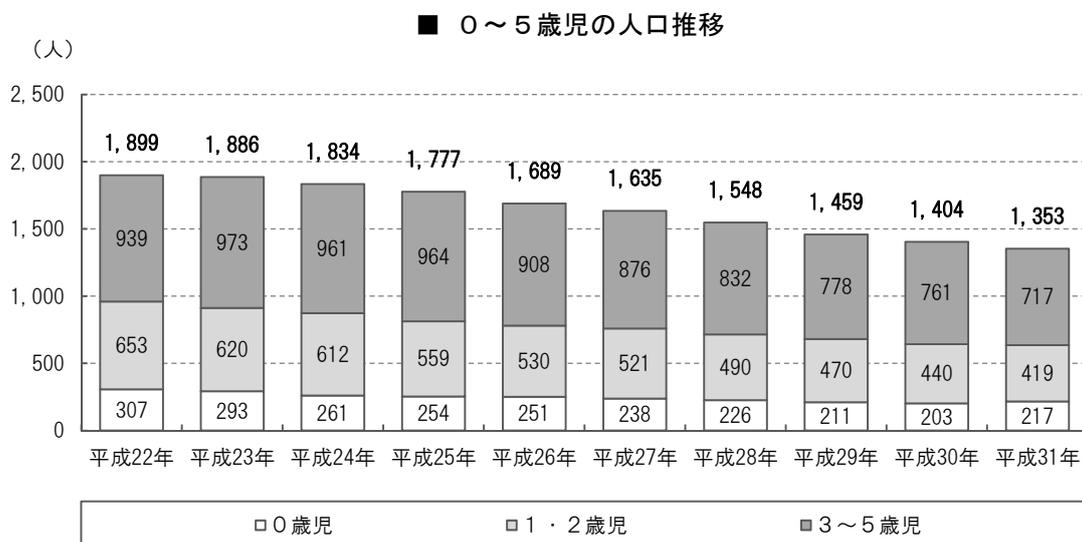
本市の子ども人口は、0～5歳・6～11歳ともに減少し続けています。平成31年の総人口に占める児童（0～11歳）の割合は8.8%となっており、平成22年から1.2ポイント減少しています。



※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

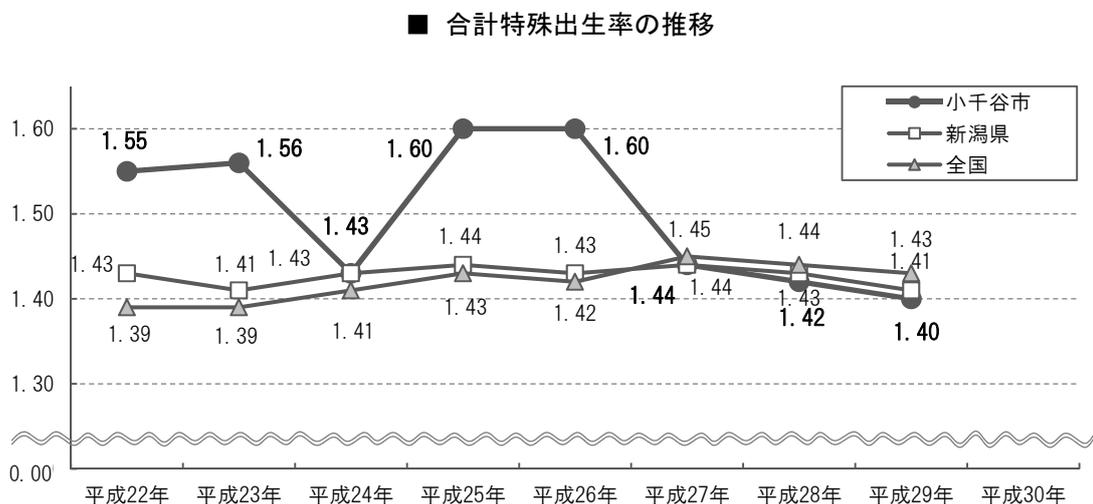
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

本市の0歳児人口、1・2歳児人口、3～5歳児人口は減少傾向にあるものの、平成30年から平成31年では、0歳児人口が若干回復しています。



（2）合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、増減はあるものの、平成26年までは全国・県平均を上回っていましたが、近年では下回っており、平成29年は1.40となっています。

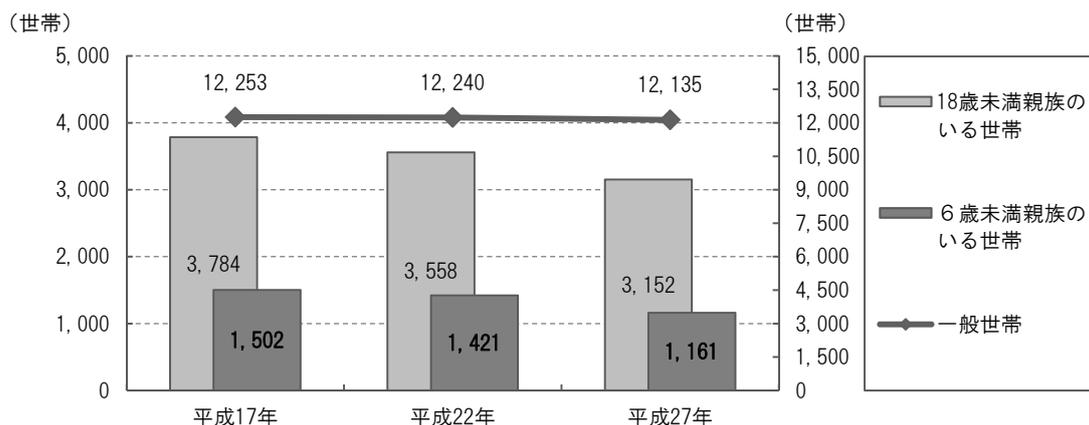


2 子育て世帯の状況

(1) 子育て世帯の推移

世帯の推移をみると、全体の世帯数は10年間でほぼ横ばいなのに対して、6歳未満親族のいる世帯と18歳未満親族のいる世帯数は大幅に減少しています。

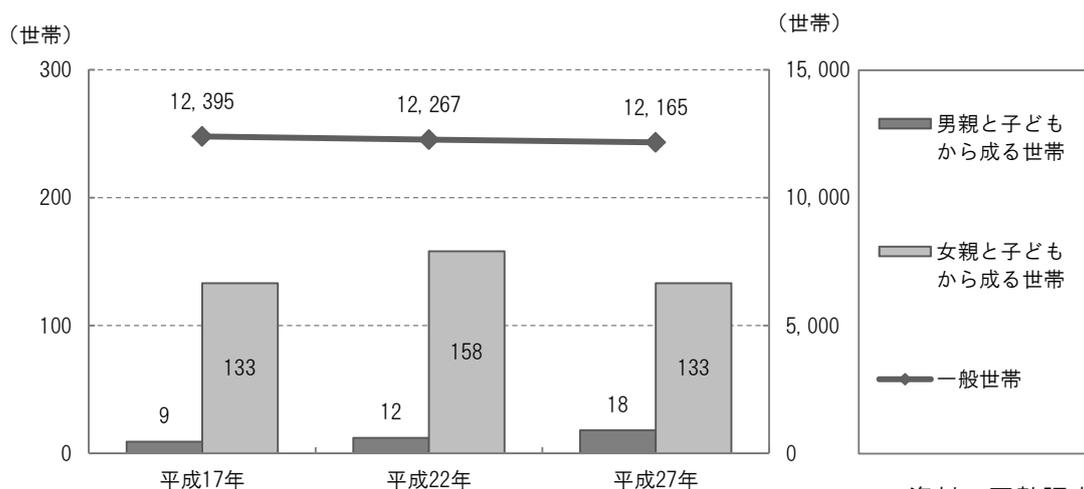
■ 子育て世帯（18歳未満の親族がいる世帯）の推移



資料：国勢調査

ひとり親世帯の推移をみると、男親と子どもから成る世帯は増加傾向で、女親と子どもから成る世帯は130～150世帯台で推移しています。

■ ひとり親世帯の推移



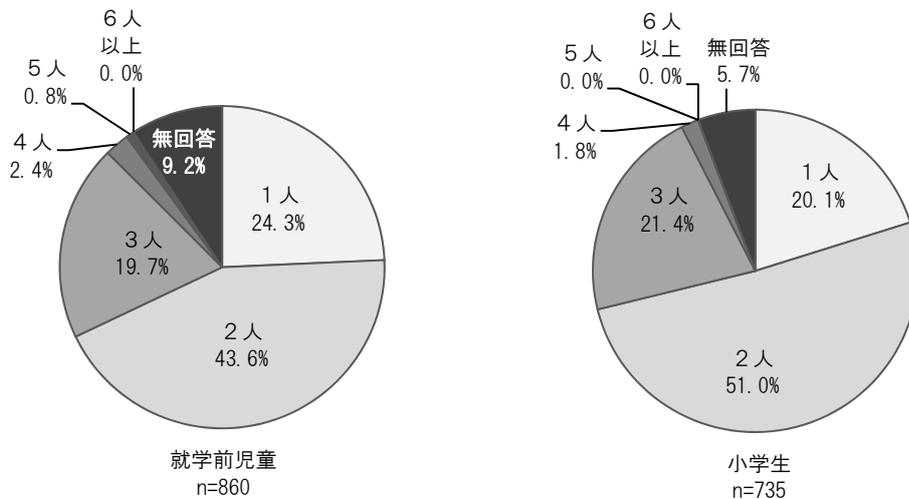
資料：国勢調査

(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況

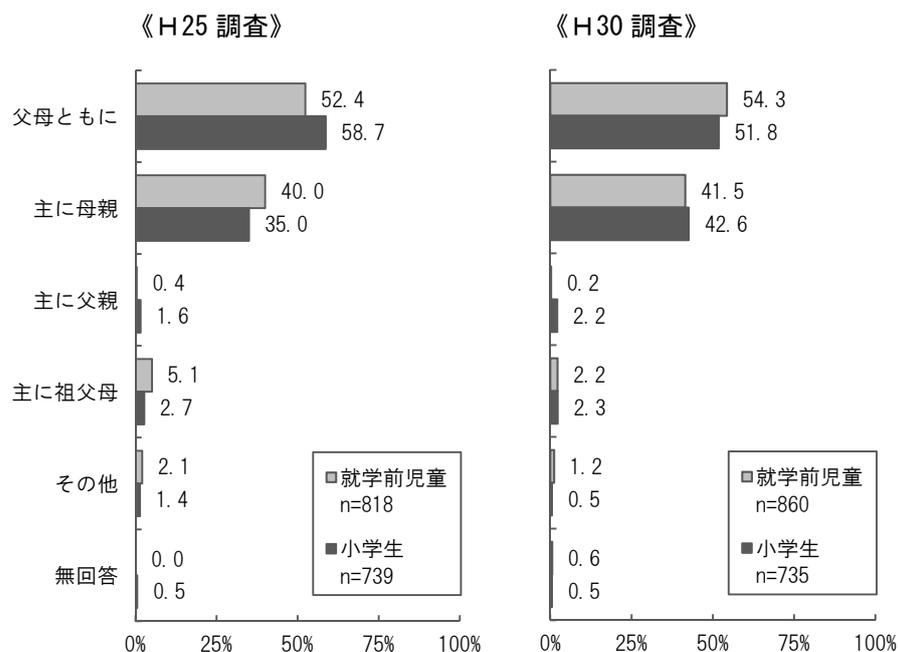
子育て世帯の子どもの人数をみると、就学前児童の調査では「2人」(43.6%)が最も多く、次いで「1人」(24.3%)、「3人」(19.7%)となっており、小学生の調査では「2人」(51.0%)が最も多く、次いで「3人」(21.4%)、「1人」(20.1%)となっています。

また、主な保育者の状況をみると、就学前児童・小学生の調査いずれも「父母ともに」「主に母親」で9割以上を占めています。

■ 子育て世帯の子ども人数



■ 主な保育者の状況

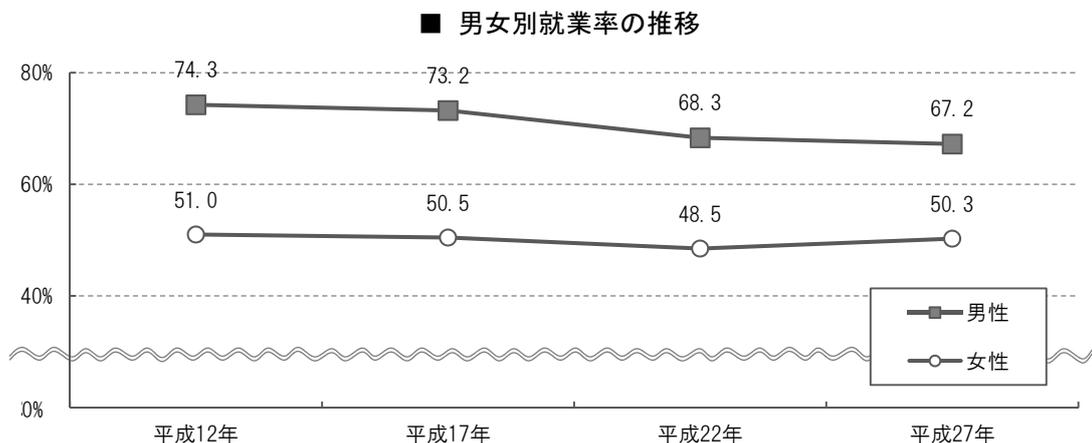


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

(1) 本市の就業率の推移

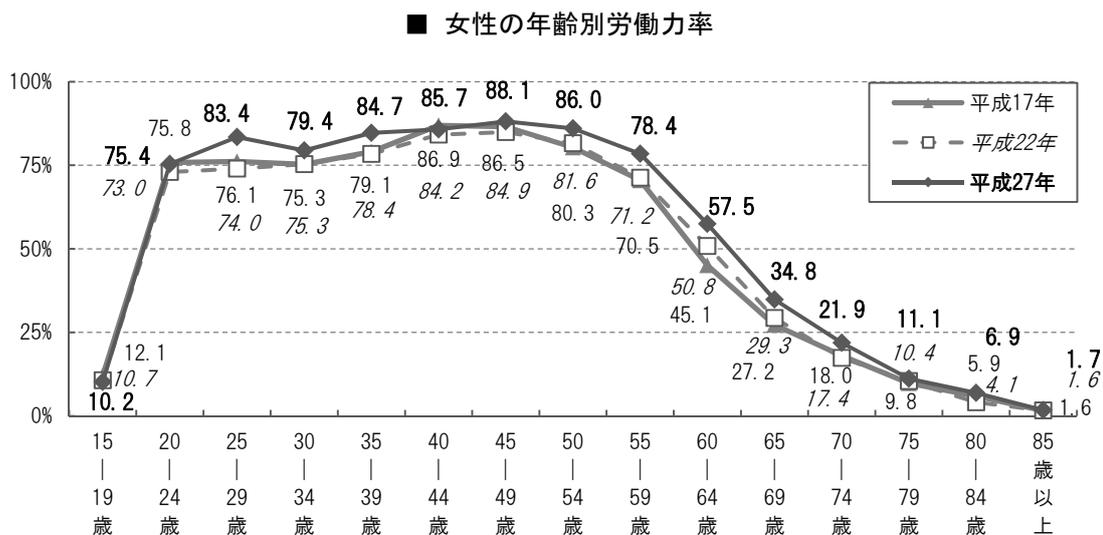
本市の15歳以上の就業率をみると、男性は平成12年から平成27年にかけて低下し、女性は横ばいで推移しています。



資料：国勢調査

女性の年齢別労働力率をみると、結婚前と子どもの育児（子育て）期間終了後に上昇するM字カーブは、平成17年と平成22年をみても本市では緩やかなカーブとなっています。

さらに、平成27年では30～34歳でやや低くなるものの、通常低くなる35～39歳では84.7%と高く、育児期間も働く傾向がうかがえます。

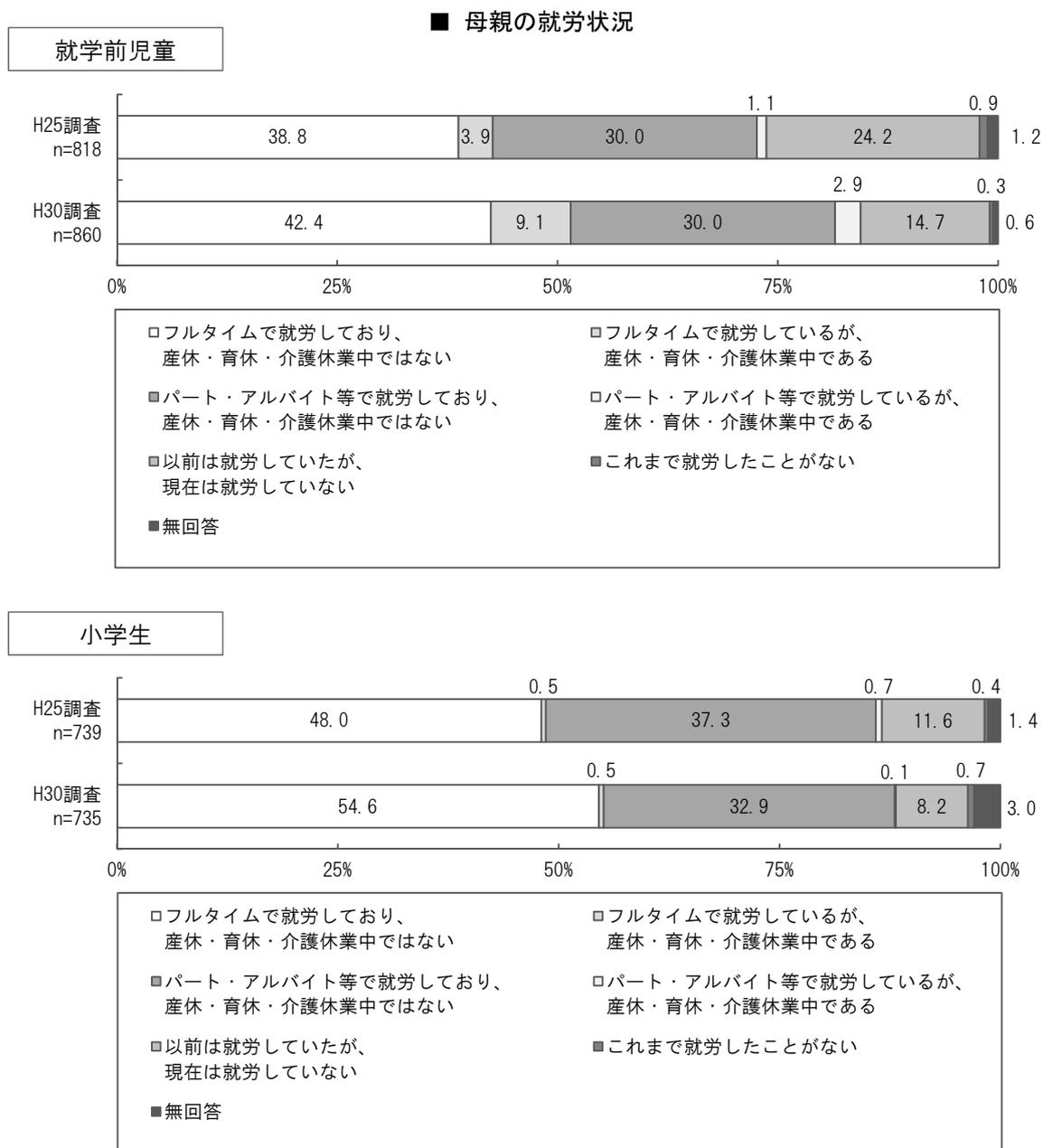


資料：国勢調査

(2) 母親の就労状況

母親の就労状況を見ると、「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた割合は、就学前児童で84.4%、小学生で88.1%となっています。そのうち産休・育休・介護休業を取得中の方は、就学前児童で12.0%、小学生では0.6%となっています。

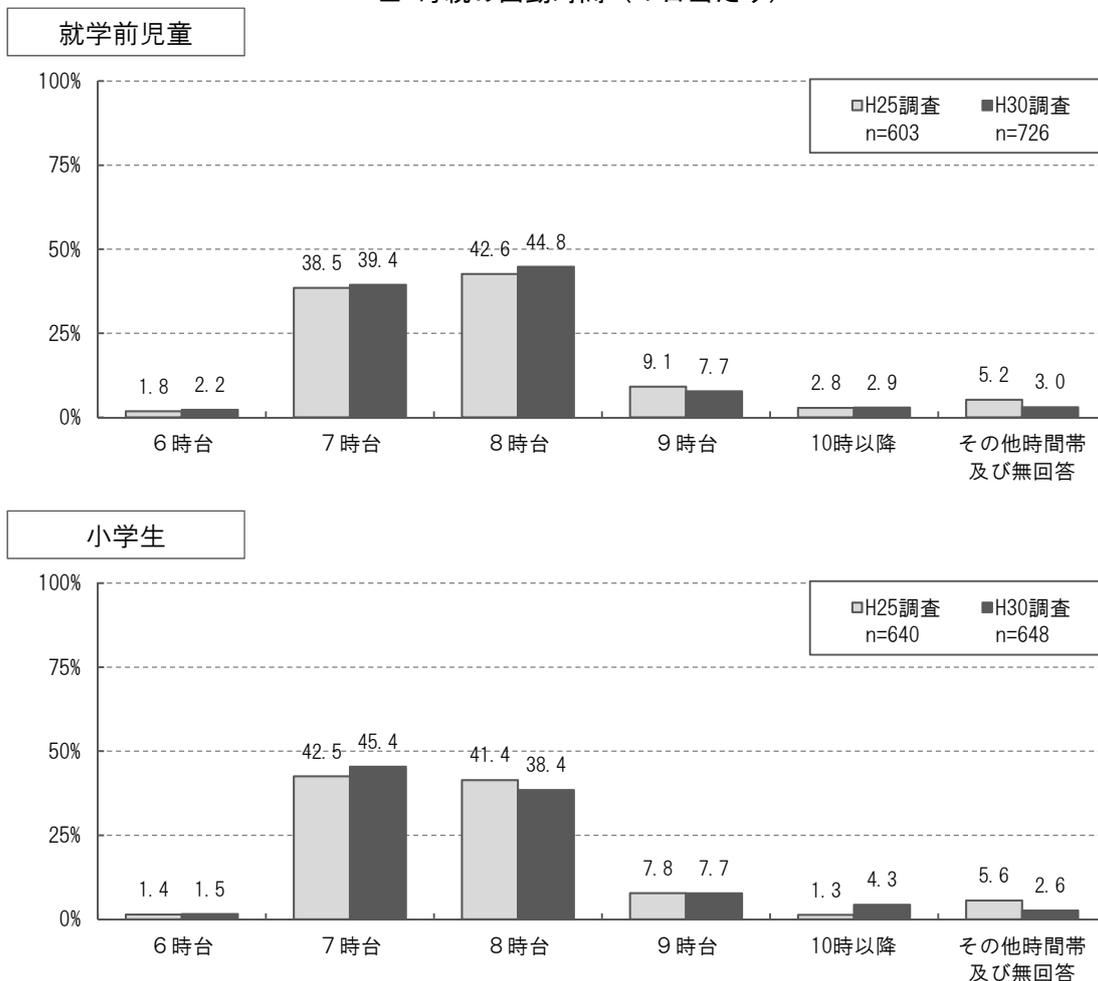
前回調査と比較すると、就労している母親の割合は、就学前児童では10.6ポイント、小学生では1.6ポイント高くなっています。



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の出勤時間は、就学前児童で「8時台」(44.8%)、小学生で「7時台」(45.4%)が最も高くなっており、前回調査結果と比較しても変化は見られませんでした。

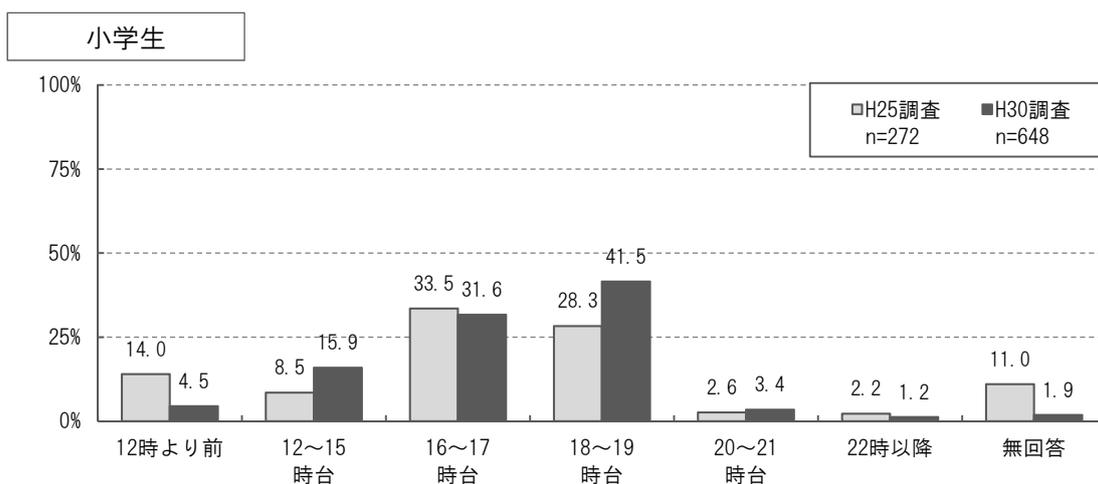
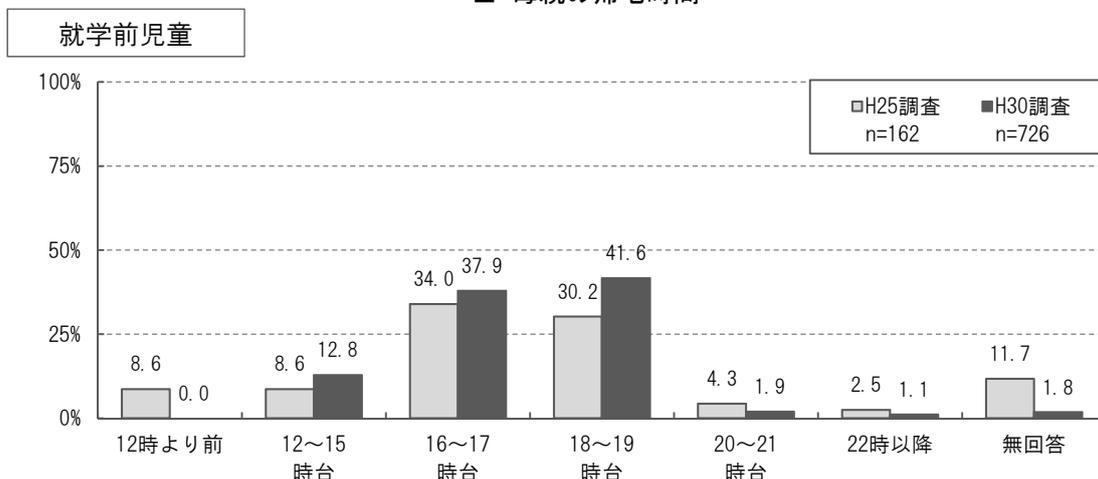
■ 母親の出勤時間（1日当たり）



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の帰宅時間は、就学前児童・小学生ともに「18～19時台」（41.6%・41.5%）が最も高くなっており、前回調査で最も高かった「16～17時台」（34.0%・33.5%）を逆転しています。

■ 母親の帰宅時間

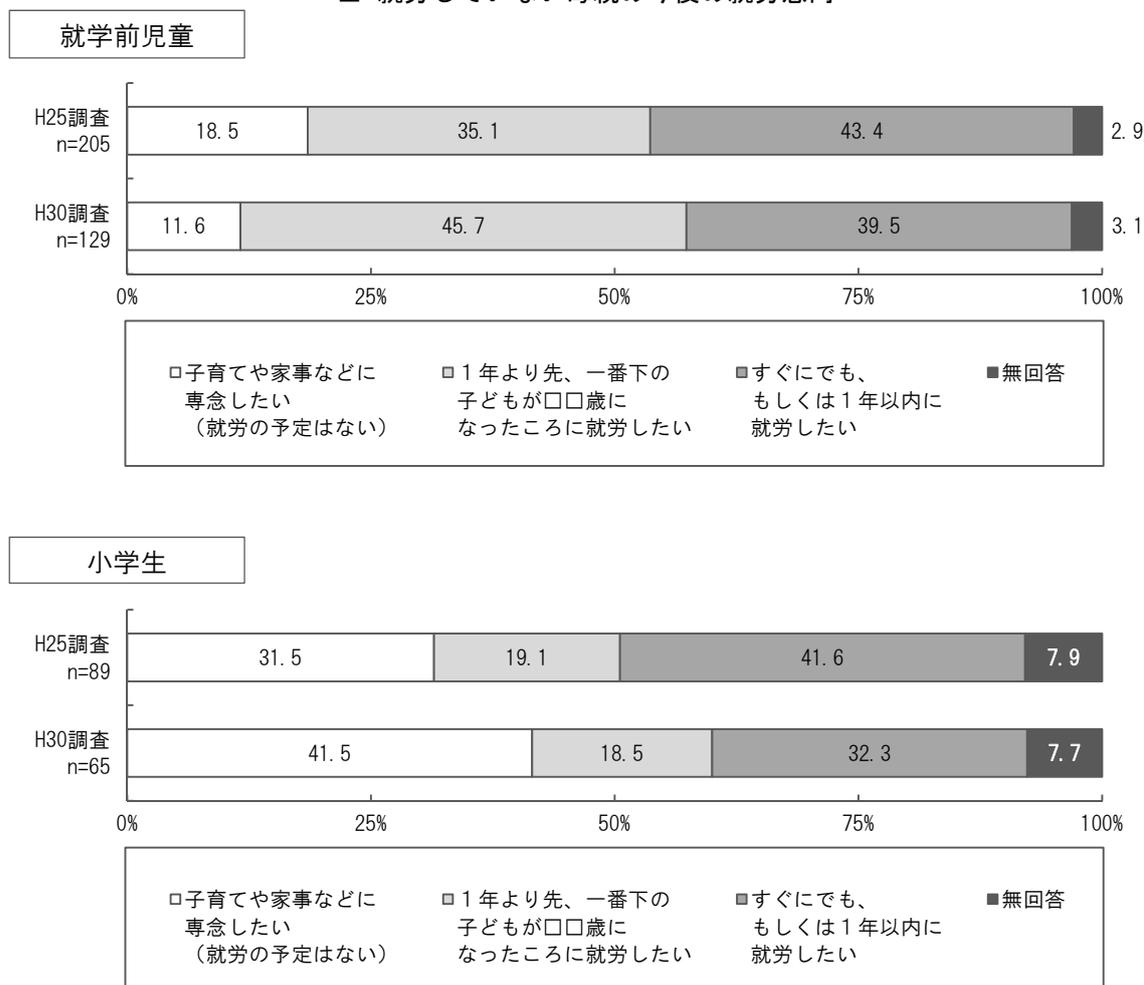


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

現在は就労していないが、今後は就労希望がある就学前児童の母親は85.2%で、その内訳は「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」が45.7%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が39.5%となっており、前回調査と比較すると、「子育てや家事などに専念したい」割合は6.9ポイント減少しています。

また、就労希望がある小学生の母親は50.8%で、その内訳は「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」が18.5%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が32.3%となっており、前回調査と比較すると、「子育てや家事などに専念したい」割合は10.0ポイント増加しています。

■ 就労していない母親の今後の就労意向

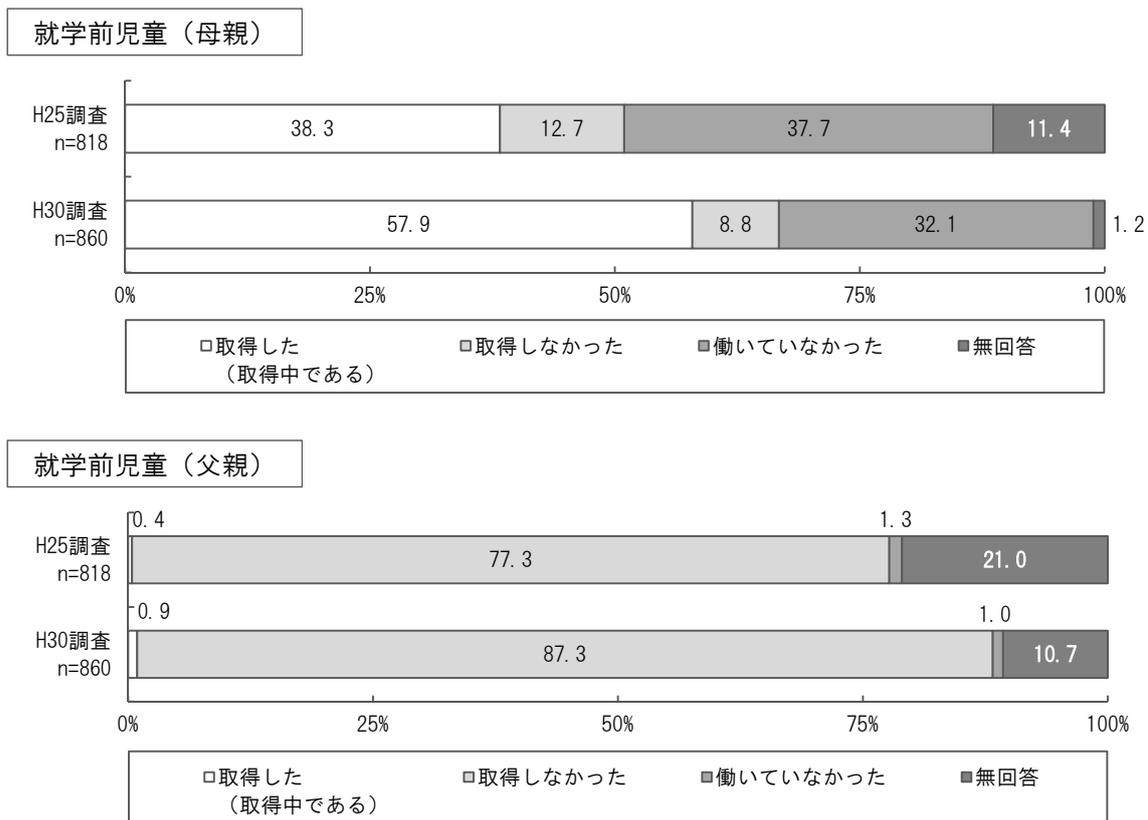


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(3) 育児休業制度の利用状況

育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は57.9%、父親は0.9%となっています。前回調査と比較すると、母親は19.6ポイント、父親は0.5ポイント高くなっています。

■ 育児休業制度の利用状況



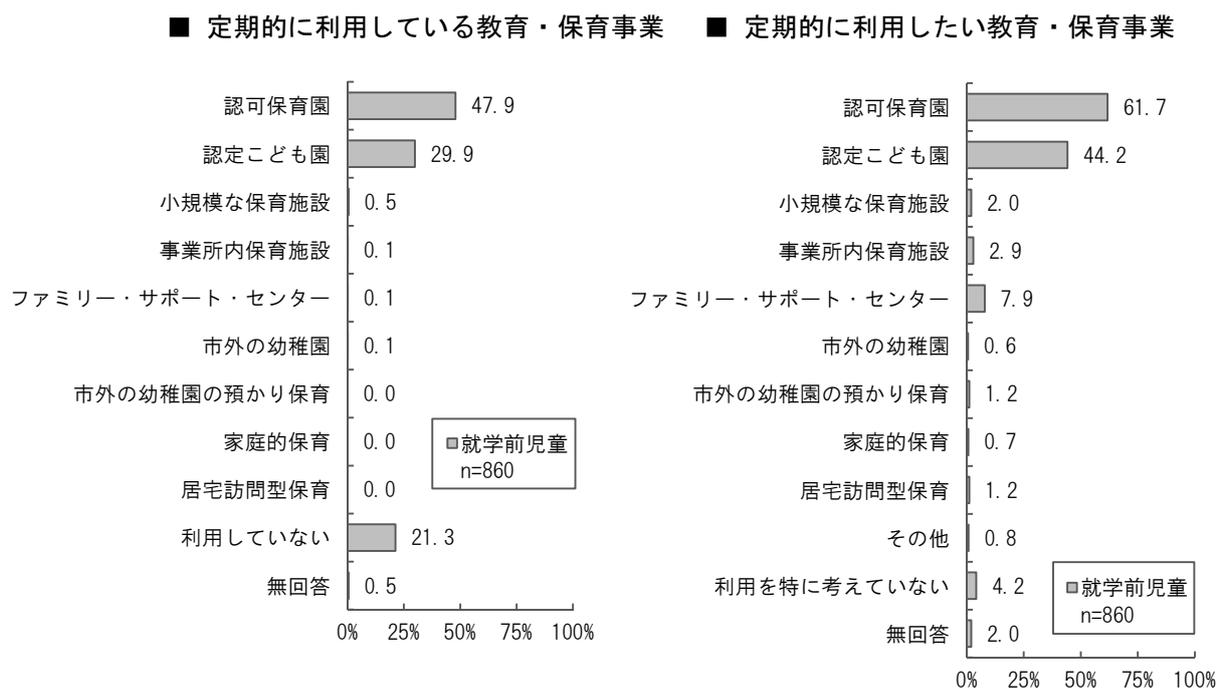
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

4 子育て支援事業の提供体制と利用状況

(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望

定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、「認可保育園」が47.9%、「認定こども園」が29.9%となっており、「利用していない」が21.3%となっています。

利用希望では「認可保育園」(61.7%)は13.8ポイント、「認定こども園」(44.2%)は14.3ポイント現状より高くなっています。

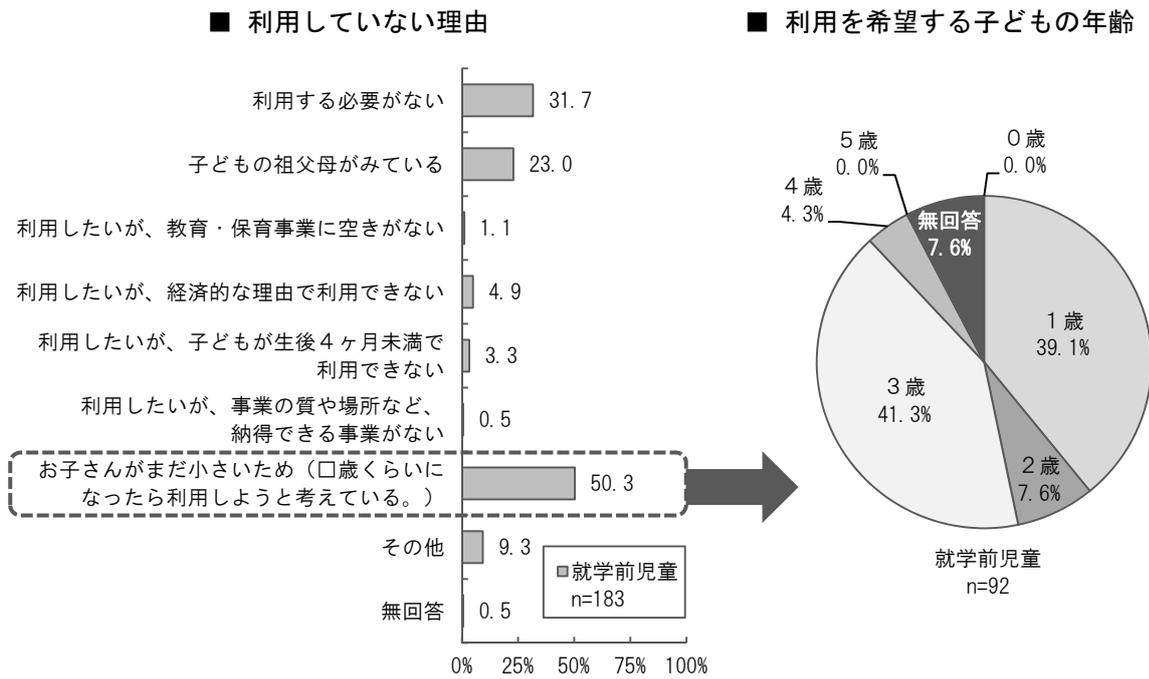


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(2) 定期的な教育・保育事業の未利用理由と利用を希望する子どもの年齢

平日に定期的な教育・保育事業を利用していない理由をみると、「お子さんがまだ小さいため（〇歳くらいになったら利用しようと考えている。）」（50.3%）が最も高く、次いで「利用する必要がない」（31.7%）、「子どもの祖父母がみている」（23.0%）となっています。

「お子さんがまだ小さいため（〇歳くらいになったら利用しようと考えている。）」と回答した方が、教育・保育事業の利用を希望する子どもの年齢は、「3歳」（41.3%）と「1歳」（39.1%）が高くなっています。



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

5 調査結果からみた課題等

結果1 祖父母から子育てに関する支援を受けていない保護者は、 就学前児童で9.4%、小学生で16.2%

祖父母等の親族から支援を受けられない孤立した育児環境の可能性のある家庭に対し、個々のニーズに即した子育て支援の手を差し伸べるとともに、子育てに関する協力者がいる家庭に対しても、より安心して育児できる環境へ改善していく必要があります。



【施策の検討事項】

- ◆各種相談事業・窓口等における“気軽な相談受付”の周知
- ◆ひとり親家庭等との接触機会における相談受付や支援につなげる取組み
- ◆民生委員・児童委員等との情報連携
- ◆ネウボラ（妊娠出産期から学童期まで切れ目ない支援と助言を行う）制度の導入と切れ目ない支援及びワンストップ体制の確立
- ◆子育て世代包括支援センターの設置

結果2 母親の就労率は、就学前児童で84.4%・小学生で88.1% 母親が育児を担う割合は、就学前児童で74.1%・小学生で68.0%

就労する母親にかかる育児の負担を軽減するため、父親の子育てに対する意識改革や育児協力の促進につながるワーク・ライフ・バランスの取組みを進める必要があります。また、子育て世帯における父母の就労状況を考慮した、定期的な教育・保育事業の利用時間帯や、土曜日や日曜日など休日にも預けられる支援体制など、子育て世帯の様々なニーズに即した事業内容の検討が必要です。



【施策の検討事項】

- ◆企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- ◆土曜日や日曜日などの休日保育ニーズの把握
- ◆ファミリー・サポート・センター事業の広報・周知

結果3 定期的な教育・保育事業を利用していない就学前児童は21.3%

利用希望があるが利用できない子育て世帯のための経済的支援や利用条件の見直しなど、教育・保育事業の利用につなげるための検討が必要です。



【施策の検討事項】

- ◆未満児保育の拡充（保育利用率の全国平均では、0歳児は約2割、1～2歳児は約6割、3～5歳児は約10割であり、本市は未満児の保育利用率は他自治体と比較した場合高い傾向がある）
- ◆園ごとの利用ニーズの把握と対応
- ◆教育・保育の無償化に伴う保護者の教育・保育ニーズの変化への対応
- ◆教育・保育の無償化を含めた経済的な負担軽減
- ◆平日の定期的な教育・保育事業以外のニーズへの対応検討

結果4 「認可保育園」「認定こども園」の利用実態と利用希望の差は14ポイント前後

保護者のニーズに対応できるよう、「認可保育園」「認定こども園」に関する事業の量的バランスや今後の見込量の検討が必要です。



【施策の検討事項】

- ◆未満児保育の拡充に伴う保育士等の確保
- ◆少子化や施設の老朽化を踏まえた次期計画期間における保育施設等の再編の検討

結果5 「学童保育（学童クラブ）」の利用希望は、 就学前児童は低学年時期40.3%・高学年時期23.0% 小学生（小学校低学年のみ）は低学年時期29.9%・高学年時期13.4%

子どもの放課後の安全な過ごし方という点で、「学童保育（学童クラブ）」は一定の役割を担っています。今後も子どもの成長に繋がる事業として、保護者のニーズを反映しながら、よりよい事業内容への改善、環境の整備を図り、さらに充実していくことが求められます。さらに、子どもの年齢が上がるにつれ変化する保護者のニーズに対応しながら、子どもの居場所づくりに努める必要があります。



【施策の検討事項】

- ◆学校区ごとのニーズに即した定員拡充や新規クラブの設置の検討
- ◆指導員確保や人材育成
- ◆高学年の利用ニーズの把握

結果6 就労者における育児休業の取得または取得中の割合は、 母親が85.3%、父親が0.9%

父親の育児休業取得率を向上させるため、安心して出産・育児ができる職場環境の整備と公的支援制度の周知・普及を図るとともに、認可保育園・認定こども園等の利用を希望する保護者が、育児休業満了時（原則1歳到達時）から利用できるように保育の受け皿を確保していく必要があります。



【施策の検討事項】

- ◆企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- ◆今後の未満児保育ニーズの把握・対応
- ◆未満児保育の拡充に伴う保育士等の確保

結果7 子育てが楽しいと感じる保護者は、就学前児童で85.1%・小学生で76.8% 子育てについての不安や悩みは、「子どものしつけ」「子どもの性格や行動」 相談相手は、「配偶者・パートナー」

子育ての不安や悩みを少しでも解消するため、保護者のニーズに応じた情報提供やサービスの提供体制の強化を図る必要があります。



【施策の検討事項】

- ◆各種相談事業・窓口等における“気軽な相談受付”の周知
- ◆ネウボラ（妊娠出産期から学童期まで切れ目ない支援と助言を行う）制度の導入と切れ目ない支援及びワンストップ体制の確立
- ◆子育て世代包括支援センターの設置等
- ◆情報発信媒体の検討（広報誌等の紙媒体、子育てガイドブック等の紙媒体、メール・HP・SNS、口コミ等）

結果8 就学前児童・小学生ともに、実際に持つ予定の子どもの人数は理想より少ない

子育てや教育にかかる経済的負担感を軽減するため、支援事業の見直しや改善を図るなど、実際に持つ子どもの人数を理想とする人数に近づけるための取組みを検討する必要があります。



【施策の検討事項】

- ◆教育・保育の無償化を含めた経済的な負担軽減

結果9 子育て（教育を含む）に関する情報の入手先は、就学前児童・小学生保護者ともに「友人・知人、隣近所の人」「親族（親、兄弟姉妹など）」が多い

“人”から得る情報に加え、スマートフォンの普及により、今後さらに多様化する入手先を踏まえ、様々な媒体を通じた情報提供を検討するとともに、提供する情報の内容についても充実を図る必要があります。



【施策の検討事項】

- ◆ニューボラ（妊娠出産期から学童期まで切れ目ない支援と助言を行う）制度の導入と切れ目ない支援及びワンストップ体制の確立
- ◆子育て世代包括支援センターの設置等
- ◆情報発信媒体の検討（広報誌等の紙媒体、子育てガイドブック等の紙媒体、メール・HP・SNS、口コミ等）

結果10 市や地域による子育て環境の充実に必要な支援は、「子連れでも出かけやすく、楽しめる機会と場所の充実」「安心して子どもが医療機関にかかれる体制整備」で高い

子連れでも出かけやすく、楽しめる機会と場所の提供や充実に向け、環境整備等を検討する必要があります。また、安心して子育てができるよう医療体制の充実を推進していく必要があります。



【施策の検討事項】

- ◆公園や子どもの遊び場、親子で楽しめる機会・場所の充実
- ◆安心してかかれる小児医療体制の充実

**結果11 本市のサービスを「利用したい」
就学前児童保護者は1～2割台、小学生保護者は1割未満**

利用率向上のためには、子育て世帯の様々な意見やニーズを反映しながら、現在実施している子育て支援の事業内容の見直しによる改善を図るとともに、各種事業の周知や普及に向けた取組みを行う必要があります。



【施策の検討事項】

- ◆市の実施施策・事業の周知

6 現行施策・事業の実施状況について

本市では、子ども・子育て支援事業の推進のため、次世代育成支援行動計画事業である50事業を第1期計画において引続き実施してきました。

各事業の第1期計画期間の実施状況について、現状分析・課題整理を行った結果は以下のとおりです。

■ 第1期計画における施策の現状分析・課題整理

No	施策名	ライフステージ			現状分析・課題等	主な所管
		妊娠・ 出産期	子育て・ 乳幼児期	子育て・ 学童期		
1	妊産婦新生児訪問指導事業	○	—	—	訪問に結びつかない世帯がある。どのように訪問につなげるかが課題。妊婦の実施率が9割に満たないため、妊婦健診で受診している医療機関との連携が必要。継続訪問対象者が1割おり、今後も継続的支援が必要。	健康未来 こども課
2	うぶごえ教室	○	—	—	妊婦の約14%が参加しており、一部土曜開催もしているが、参加者が少ない。妊婦が気軽に集って、学習や交流できる場を増やすことが必要。	健康未来 こども課
3	小千谷市特定不妊治療費助成事業	○	—	—	事業のさらなる周知が必要。	健康未来 こども課
4	ベビー・ファースト運動	○	—	—	おもいやり駐車場の普及により、マタニティ優先駐車場の新規設置が少ない。妊産婦及び乳児連れの保護者が周囲から配慮してもらえる環境づくりが必要。	健康未来 こども課
5	学童思春期保健連絡会連携事業	—	○	○	主に生活習慣の確立に向けて、アンケート調査に取り組み、各学校の養護教諭と年1回情報交換しており、今後も連携が必要。	健康未来 こども課
6	むし歯予防教室	—	○	—	施設実施率100%を達成できた。虫歯のない子の割合は上がっている。引き続き保護者や園児への意識啓発が必要。	健康未来 こども課
7	フッ化物洗口事業	—	○	○	事故なく安全に実施できた。安全な実施とともに、口腔ケアの意識を高める必要がある。	健康未来 こども課
8	乳幼児健康診査事業・ 幼児歯科検診	—	○	—	未受診者の状況を把握し、家庭訪問や関係機関と連携をとりながら支援をする必要がある。	健康未来 こども課
9	予防接種事業	—	○	○	未接種者への対策が必要。	健康未来 こども課
10	保健師訪問指導・相談事業	○	○	○	必要に応じて保健師による家庭訪問や臨床心理士による子育てこころの相談事業を行った。切れ目ない支援のため関係機関との連携が必要。	健康未来 こども課
11	児童虐待・DV防止ネットワーク事業	—	○	○	毎年代表者会議や児童虐待防止研修会を開催することにより、小千谷市子どもを守る地域連絡会周知や関係機関の連携強化につながった。今後も虐待防止のため、さらなる関係機関の連携や体制強化が必要。	健康未来 こども課
12	保育サポーター派遣事業	—	○	—	利用希望に対し、適切な人数の保育サポーターを派遣できた。講演主催の担当課と協力し事業のさらなる周知が必要。	健康未来 こども課
13	子育てサークル支援	—	○	○	公共施設の無料開放など、サークル活動の支援を行った。サークル登録のメリットをPRするなど周知が必要。	健康未来 こども課

No	施策名	ライフステージ			現状分析・課題等	主な所管
		妊娠・ 出産期	子育て・ 乳幼児期	子育て・ 学童期		
14	すこやか子育て教室	—	○	—	各コースにおいて年齢に応じた内容の充実を図った。親子が参加しやすいような教室の内容の検討や周知が必要。	健康未来 こども課
15	子ども医療費助成	—	○	○	助成対象者を平成30年7月から高校生卒業年齢まで拡充した。	健康未来 こども課
16	就学援助事業	—	—	○	認定基準により援助を行った。	学校教育課
17	未満児保育促進事業	—	○	—	市内の幼稚園がすべて認定こども園へ移行したことにより事業終了。	健康未来 こども課
18	保育園等通園費補助事業	—	○	—	補助要綱に基づき通園距離に応じて補助を行った。	健康未来 こども課
19	乳児保育事業	—	○	—	幼稚園の認定こども園化等により、未満児の保育ニーズに対応を行った。乳児保育ニーズの高まりに伴う保育士の確保が課題。	健康未来 こども課
20	児童扶養手当支給事業	—	○	○	住民異動時に窓口に出向き聞き取りをしながら対象者に制度説明を行うことで必要な手続き・手当支給につなげることができた。	健康未来 こども課
21	児童手当支給事業	—	○	○	住民異動があるときに窓口に出向き手続きを行うことで市民にとってスムーズな手続きができた。	健康未来 こども課
22	特別児童扶養手当	—	○	○	関係機関との連携を強化し、制度について周知を図った。	福祉課
23	障害児福祉手当	—	○	○	関係機関との連携を強化し、制度について周知を図った。	福祉課
24	療育事業（プレイ教室）	—	○	○	個々の成長、障がいに対応できるよう事業を実施した。	健康未来 こども課
25	障がい児保育事業	—	○	—	保育士の加配、保育士の研修実施により充実を図った。	健康未来 こども課
26	ひとり親家庭等医療費助成	—	○	○	住民異動時に窓口に出向き聞き取りをしながら対象者に制度説明を行うことで必要な手続き・助成につなげることができた。	健康未来 こども課
27	児童補装具交付及び修理の扶助	—	○	○	個々の成長、障がいに対応できるよう事業を実施した。	福祉課
28	軽・中等度難聴児補聴器購入費補助事業	—	○	○	個々の成長、障がいに対応できるよう事業を実施した。	福祉課
29	世代間交流事業（高齢者学級）	—	○	○	例年、定期的に実施されているが、様々な世代が関われる交流活動が必要。	生涯学習課
30	学校支援地域本部事業	—	—	○	コーディネーターの育成が必要。	生涯学習課
31	放課後子ども教室推進事業	—	—	○	継続的なボランティアの募集が必要。また、子どものアレルギーやおう吐時の対応等の研修が必要。	生涯学習課
32	子ども農村交流プロジェクトモデル事業	—	—	○	高齢化による受入家庭の減少が課題。	観光交流課
33	教育相談員配置	—	—	○	長期欠席や問題行動のもとにある個の特性を家族や学校に理解してもらう必要がある。	学校教育課
34	適応指導教室開設	—	—	○	関係機関との情報共有と役割分担（通級生への指導だけでなく、家庭・家族をまきこんだ支援）が必要。	学校教育課
35	地域子育て交流事業	—	○	○	未入園時お招き会を実施。園の行事への地域住民参加について周知を図った。	健康未来 こども課

No	施策名	ライフステージ			現状分析・課題等	主な所管
		妊娠・ 出産期	子育て・ 乳幼児期	子育て・ 学童期		
36	地域の見守り事業	—	○	○	補導員の巡回時に、非行防止だけでなく環境浄化につながる声かけが必要。	青少年育成センター
37	わんパーク相談事業	○	○	○	子育てなんでも相談については参加人数が少ないため、広報などによるPRを行った。継続して保護者が相談しやすい環境づくりに努める。	健康未来こども課
38	青少年育成センター相談事業	—	○	○	義務教育終了後の青少年の相談場所について、周知方法の検討が必要。	青少年育成センター
39	民生委員児童委員・主任児童委員による相談・支援活動	—	○	○	小中学校との連携(情報開示等)、親に対する民生委員制度の周知啓発が課題。	福祉課
40	家庭児童相談員配置	—	○	○	関係機関との連携するなど療育相談等の対応充実を図った。	健康未来こども課
41	児童安全相談員配置	○	○	○	関係機関との連絡調整等により、児童虐待対応の連携強化を図った。	健康未来こども課
42	児童遊園整備事業	—	○	○	申請に対し適切に補助金を交付した。	健康未来こども課
43	子どもの遊び場作り支援事業	—	—	○	総合体育館内に子どもの遊び場を2か所設置済み。今後も維持管理を継続していくが、利用物品の入替や衛生管理などが課題。	生涯学習課
44	交通安全思想の普及徹底	—	○	○	園児・児童・生徒の交通事故を防ぐため、交通安全教室を指導内容の充実を図りながら実施し、交通事故発生を抑止につなげるよう努めた。 園児・児童が減少傾向にあるため、回数増加は難しいが、よりきめ細かい指導を心掛けていく必要がある。	市民生活課
45	安全教育の推進	—	○	○	不審者に対する防犯対策、地震等自然災害を考慮した施設の安全対策を行った。	健康未来こども課 学校教育課
46	防犯運動の推進	—	○	○	連合会への助成等により地域の防犯事業の補助を行うことで、防犯運動の推進を図った。	市民生活課
47	子ども110番の家の増加・周知	—	○	○	平成30年度防犯に関する通学路点検の際に併せて調査をしたが、定期的に調査を行っておらず、その間の増減については把握できていない状況である。	学校教育課
48	メール配信・相談事業	○	○	○	子育てに関する情報の配信を行った。周知を図ったが、登録件数の大幅増とならなかった。メールでの配信事業は平成30年度をもって終了とする。	健康未来こども課
49	人口問題対策プロジェクト	○	○	○	平成27年度をもって事業終了。	企画政策課
50	健やかに生み育てる環境づくり	○	○	○	国の「健やか親子21」を参考に健康目標を設定し、達成率は42%であった。達成率の低かった妊産婦期と学童思春期について関係機関との連携強化が必要。	健康未来こども課

7 施策の実施状況に関する現状と課題

結果1 「メール配信・相談事業」等の情報発信・周知等のあり方

スマートフォンの普及により、情報の入手先は“人”“窓口”“紙媒体”以外に、WebページやSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）、アプリ等のネットワーク上からの入手が増えてきている中で、保護者がそれらのサービスを利用する目的も多様化してきています。IT技術を活用したサービスは、単に情報を発信・周知する役割以外に、写真・動画の保存機能が付与された記録メディアとしての役割や、日記・SNS等による同じ子育て世代との交流の場としての役割等も担えるようになったことから、周知を図ったものの登録件数が伸び悩んだ理由が何なのかを把握し、保護者のニーズに即した情報発信方法や付加機能の検討も必要となります。

一方で、保護者目線で使い勝手の良いアプリ等の開発には初期費用やメンテナンス等のコストもかかることから、「子育てに関する情報発信」については、誰に対して何を行うことを目的とするのかについても検討が必要となります。



【施策の検討事項】

- ◆情報発信媒体の検討（広報誌・子育てガイドブック等の紙媒体、メール・ホームページ・SNS等）

結果2 保育士等の子育てサービス等に携わる人材の確保

未満児保育のニーズの高まりは全国的な傾向であり、待機児童が発生していない自治体においても保育士等の人材の確保が課題の一つとなっています。現状、本市においては保育士の確保が一定程度なされているものの、保育士不足が深刻化している都市部を中心に保育士の処遇向上が図られており、自治体間や保育施設間で保育士の獲得競争が始まっている状況もあることから、人材不足に陥らないような人材確保・研修制度・処遇改善等を検討していく必要があります。

また、保育士以外の放課後児童クラブの支援員やその他の子育てサービス・事業等に携わるコーディネーター・ボランティア等の人材確保や養成も図っていく必要があります。



【施策の検討事項】

- ◆保育士等の人材確保・人材育成・処遇改善等の検討

結果3 保護者が求める「子ども遊び場や子連れで行ける場の充実」「安全・安心・防犯施策の充実」にマッチングした施策展開の必要性

施策評価では推進できたと評価している「遊び場・公園関連事業」「安全・安心・防犯関連事業」ですが、アンケート調査では、その施策の充実を望む回答が寄せられています。利用者としての保護者らの評価と事業実施側としての市の評価にギャップが生じているのか、あるいは保護者らの要望として「更に充実させてほしい」のか、その理由は明らかではありませんが、利用者の満足度を高める視点からすると、これらの結果に留意した施策のあり方や評価の手法の検討が必要とされます。

また、次世代育成支援行動計画の基本指針でも新たな追加記載項目（任意）として取り上げられている「登下校における防犯体制の確立」についても、現状実施している防犯体制で十分なのかを検証し、第2期計画に繋げていくことも必要とされます。



【施策の検討事項】

- ◆保育士等の人材確保・人材育成・処遇改善等の検討
- ◆公園や子どもの遊び場、親子で楽しめる機会・場所の充実
- ◆登下校における防犯実施体制の確認作業

結果4 現行計画で必ずしも対応しきれていない追加施策・事業等の充実の検討

令和元年10月より「幼児教育・保育の無償化」が実施されたため、経済的支援についてはさらなる充実が図られることとなりました。また「病児・病後児保育」についても施設整備を行ったことから、第2期計画では保護者から多く寄せられている要望に応えた施策展開となっています。

一方で、「医療的ケア児への対応」「児童虐待に関連する施策」「外国につながる児童への支援・配慮」等については、現行施策・事業の充実を検討する必要があります。



【施策の検討事項】

- ◆医療的ケア児への対応や外国につながる児童への支援・配慮



第3章

計画の基本理念と基本目標等



第3章 計画の基本理念と基本目標等

1 計画の基本理念

本市では、すべての子どもたちが、保護者や地域の人々の愛情により育まれ、一人の人間として笑顔で日々成長する環境づくりを目指すとともに、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、子どもの成長と子育てを行政や地域社会全体で支援することを念頭に、施策の方向性を定めています。

そのため、上位計画である総合計画の都市像の実現とともに、子どもたちや子育て世代が安心して暮らし続けることができ、さらに、子どもの健やかな育ちを、子育てを担う親や祖父母等の家族をはじめ、地域住民が支える地域社会づくりを目指し、

《基本理念》

～親子の笑顔 かがやくまち おぢや～

を基本理念とした、子ども・子育て支援の推進に取り組みます。

また、この計画を推進するために従来の次世代育成支援行動計画を継承し、子ども・子育て支援事業を展開します。

2 施策の体系図

第1期計画においては、子育て期間を「(ステージⅠ) 妊娠・出産期」「(ステージⅡ) 子育て・乳幼児期」「(ステージⅢ) 子育て・学童期」の3つに区分して施策を展開してきました。本計画においてもその趣旨を踏襲するとともに、3つのライフステージすべてにまたがる「子育て支援」と「定期的な教育・保育事業並びに地域子育て支援事業の量の見込みと確保策」を新たに基本施策として位置づけし、5つの基本施策により本計画を推進していきます。

《基本理念》

～親子の笑顔 かがやくまち おぢや～

《基本施策》

《事業名》

1 妊娠・出産期における
支援の充実

- (1) 妊産婦新生児訪問指導事業
- (2) うぶごえ教室
- (3) 特定不妊治療費助成事業
- (4) ベビー・ファースト運動
- (5) 産後ケア
- (6) 妊産婦医療費助成

2 乳幼児期における
支援の充実

- (1) 学童思春期保健連絡会連携事業
- (2) むし歯予防教室
- (3) フッ化物洗口事業
- (4) 乳幼児健康診査事業・幼児歯科検診
- (5) 予防接種事業
- (6) 保育サポーター派遣事業
- (7) 子育てサークル支援
- (8) すこやか子育て教室
- (9) 子ども医療費助成
- (10) 保育園等通園費補助事業
- (11) 乳児保育事業
- (12) 児童扶養手当支給事業
- (13) 児童手当支給事業
- (14) 特別児童扶養手当
- (15) 障害児福祉手当
- (16) 療育事業（プレイ教室）
- (17) 障がい児保育事業
- (18) ひとり親家庭等医療費助成
- (19) 児童補装具交付及び修理の扶助
- (20) 軽・中等度難聴児補聴器購入費補助事業
- (21) 世代間交流事業（高齢者学級）
- (22) 地域子育て交流事業
- (23) 地域の見守り事業
- (24) 家庭児童相談員配置
- (25) 児童遊園整備事業
- (26) 子どもの遊び場作り支援事業
- (27) 交通安全思想の普及徹底
- (28) 安全教育の推進
- (29) 防犯運動の推進
- (30) 子ども110番の家の増加・周知
- (31) 幼児教育・保育の無償化

**3 学童期における
支援の充実**

- (1) 学童思春期保健連絡会連携事業【再掲】
- (2) フッ化物洗口事業【再掲】
- (3) 予防接種事業【再掲】
- (4) 子育てサークル支援【再掲】
- (5) 子ども医療費助成【再掲】
- (6) 就学援助事業
- (7) 児童扶養手当支給事業【再掲】
- (8) 児童手当支給事業【再掲】
- (9) 特別児童扶養手当【再掲】
- (10) 障害児福祉手当【再掲】
- (11) ひとり親家庭等医療費助成【再掲】
- (12) 児童補装具交付及び修理の扶助【再掲】
- (13) 軽・中等度難聴児補聴器購入費補助事業【再掲】
- (14) 世代間交流事業（高齢者学級）【再掲】
- (15) 学校支援地域本部事業
- (16) 放課後子ども教室推進事業
- (17) 子ども農村交流プロジェクトモデル事業
- (18) 教育相談員配置
- (19) 適応指導教室開設
- (20) 地域の見守り事業【再掲】
- (21) 青少年育成センター相談事業
- (22) 家庭児童相談員配置【再掲】
- (23) 児童遊園整備事業【再掲】
- (24) 子どもの遊び場作り支援事業【再掲】
- (25) 交通安全思想の普及徹底【再掲】
- (26) 安全教育の推進【再掲】
- (27) 防犯運動の推進【再掲】
- (28) 子ども110番の家の増加・周知【再掲】
- (29) 中学生と赤ちゃんとのふれあい交流会
- (30) 子どもの学習・生活支援事業

4 子育て支援の充実

- (1) 子育て世代包括支援センターの設置
- (2) 児童虐待・DV防止ネットワーク事業
- (3) 民生委員・主任児童委員による相談・支援活動
- (4) 保健師訪問指導・相談事業
- (5) わんパーク相談事業
- (6) 児童安全相談員配置
- (7) LINEによる子育て情報発信
- (8) 健やかに生み育てる環境づくり

**5 教育・保育、地域子育て
支援事業の充実**



第4章

子ども・子育て支援の施策展開



第4章 子ども・子育て支援の施策展開

次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」（以下「指針」という。）については、平成27年4月から適用され、本計画においてもこの指針に即して次世代育成支援対策の実施に関して策定しています。市町村は、指針に即して地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保と増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等について、5年ごとに計画策定ができることとされています。このため、前期計画（第1期計画）に係る必要な見直しを令和元年度までに行った上で、令和2年度から令和6年度を期間とする後期計画（本計画）の策定が望ましいとされています。

令和2年度からの後期計画策定に向け、指針では主に以下の9項目が改正されていますが、本市は課題や今後の施策の方向性も踏まえて、改訂が必要な施策について追加・修正を行いました。

- ① 「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日付け文部科学大臣、厚生労働大臣連名通知）の策定を踏まえた、放課後児童対策の考え方に関する記載の追加
- ② 平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた、児童虐待防止に関する記載の追記
- ③ 社会的養育の充実「都道府県社会的養育推進計画の策定について」（平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、策定する旨の更新
- ④ 子育て世代包括支援センターや産後ケア、新生児聴覚検査等に関する記載の追加
- ⑤ 医療的ケア児に関する記載の追加
- ⑥ 登下校防犯プラン（平成30年6月22日関係閣僚会議決定）や未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策（令和元年6月18日関係閣僚会議決定）に関する記載の追加
- ⑦ 住生活基本計画（平成28年3月18日閣議決定）を踏まえた、良質な住宅の確保に関する記載の更新
- ⑧ 育児・介護休業法の改正を踏まえた、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備に関する記載の充実
- ⑨ 働き方改革関連法の成立等を踏まえた、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する記載の充実

基本施策1 妊娠・出産期における支援の充実

現状と課題

本市においては従来より女性就業率が比較的高く、今後もさらに女性の社会進出が見込まれます。また、都市部と比較すると三世帯同居率は高いものの、核家族化の進行やライフスタイルの変化に伴い、母子を取り巻く環境は著しく変化しています。

こうした中、母親が健やかに子どもを産み育て、次代を担う子どもたちが心豊かに健康に成長するためには、妊娠・出産期からの切れ目のない母子保健対策や相談支援業務が重要であり、妊産婦に対して保健・医療・福祉・教育等の分野が連携して総合的に支援を行うとともに、地域全体で子どもの健やかな成長を見守る環境づくりが求められています。

近年では晩婚化が進展していることもあり、不妊に悩む子育て世代も増加しています。不妊治療に関する費用は高額であることに加え、治療には時間も要することから、不妊治療に対する費用の助成等も求められています。

今後の方策

妊娠期からの切れ目のない支援を実現させるため、産前産後における妊産婦等への支援内容を充実させるとともに、地域全体で子どもを育てる支援環境を整備するため、事業の周知に努めます。

また、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応できるよう、子育て世代包括支援センターを新たに設置し、安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整備します。

主な施策・事業

① 妊産婦新生児訪問指導事業	主な所管：健康未来こども課	継続
<p>【事業概要】</p> <p>○全妊産婦・新生児を対象にした訪問指導の実施</p> <p>【今後の方針】</p> <p>○育児不安や低出生体重児等、支援が必要な妊産婦や乳児に対しては複数回訪問し、継続的な支援を行う</p>		
② うぶごえ教室	主な所管：健康未来こども課	継続
<p>【事業概要】</p> <p>○出産前の夫婦を対象に、赤ちゃんの育児体験や座談会を実施</p> <p>【今後の方針】</p> <p>○就労している妊婦が多く夫婦での参加も多いため、土曜日開催を継続し参加しやすい体制を整える</p> <p>○わんパークとタイアップし、妊娠期から育児期のイメージが描ける内容にする</p>		

③ 特定不妊治療費助成事業	主な所管：健康未来子ども課	継続
【事業概要】 ○特定不妊治療に要した費用の一部助成 【今後の方針】 ○事業の周知を引き続き行い、経済的負担の軽減を図る		
④ ベビー・ファースト運動	主な所管：健康未来子ども課	継続
【事業概要】 ○地域で子育てを支援するため、事業所や市民への周知 ○施設駐車場、小売店舗レジでの優先表示の促進、ポスター掲示などの協力店の拡充 【今後の方針】 ○母子手帳交付時のステッカー等の配布を継続し、マタニティマークの周知を図る ○マタニティ優先駐車場設置協力企業の拡大を図る		
⑤ 産後ケア	主な所管：健康未来子ども課	新規
【事業概要】 ○出産後、委託医療機関において宿泊または日帰りで産婦の体を休ませたり、授乳指導・育児指導等を受けることができる事業 【今後の方針】 ○事業の周知を引き続き行い、育児不安のある産婦の不安解消につなげる ○産科医療機関との連携をすすめ、市外医療機関で出産した産婦の利用を増やす		
⑥ 妊産婦医療費助成	主な所管：健康未来子ども課	新規
【事業概要】 ○市民税非課税世帯または所得割非課税世帯の妊産婦に対して医療費の一部を助成 【今後の方針】 ○制度の周知を行い、低所得者に対し必要な助成を行うことで経済的負担の軽減を図る		

《目標指標》

事業名	平成30年度実績	目標
妊産婦新生児訪問指導事業	実施率94.5%	実施率100.0%
うぶごえ教室	参加者数31人	参加者数50人

《成果指標》

項目	平成30年度実績	目標
妊娠・出産について満足している者の割合	91.0%	95.0%

基本施策2 乳幼児期における支援の充実

現状と課題

子どもにとって、乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であることから、子どもたちの健やかな成長と子育て世帯の経済的負担の軽減に配慮し、子ども・子育て支援法の一部が改正され、令和元年10月より「幼児教育・保育の無償化」が開始されました。子育ての第一義的な責任は保護者や家庭に置きながらも、社会全体で子育てを支えていくネットワークづくりや、地域の様々な主体による連携体制を強化するとともに、経済的支援を含む子育て支援の充実等が求められており、多様化する子育て支援のニーズに答えていくことが必要とされます。

今後の方策

乳幼児期における母子保健を充実させるとともに、地域や関係団体における既存のネットワークを活用し連携体制を強化することで、子どもと保護者を一体的に支援していきます。また、幼児教育・保育環境の充実と利用料の無償化に加えて、各種手当・助成等の経済的支援も行っていきます。

さらに、障がい児やその他の配慮を必要とする幼児への支援、子どもの遊び場の確保、安全環境の整備や防犯体制の推進により、地域全体で子育てを支援する環境整備に努めていきます。

主な施策・事業

① 学童思春期保健連絡会連携事業	主な所管：健康未来こども課	継続
<p>【事業概要】</p> <p>○学童思春期保健連絡会など学校保健との連携及び情報の共有化</p> <p>【今後の方針】</p> <p>○子どもたちの生活習慣向上のため各機関と連携を図る</p>		
② むし歯予防教室	主な所管：健康未来こども課	継続
<p>【事業概要】</p> <p>○歯科保健に対する意識啓発を図るため、認定こども園・保育園で実施</p> <p>【今後の方針】</p> <p>○保護者及び園児に対する健康教育を継続し、むし歯罹患率の減少を目指す</p>		

⑨ 子ども医療費助成	主な所管：健康未来こども課	継続
<p>【事業概要】</p> <p>○高校卒業年齢までの医療費助成</p> <p>【今後の方針】</p> <p>○継続して事業を実施する</p>		
⑩ 保育園等通園費補助事業	主な所管：健康未来こども課	継続
<p>【事業概要】</p> <p>○保育園・幼稚園・認定こども園に通園する児童の保護者に対し、通園費負担軽減を図るための補助</p> <p>【今後の方針】</p> <p>○対象者への補助を継続して実施する</p>		
⑪ 乳児保育事業	主な所管：健康未来こども課	継続
<p>【事業概要】</p> <p>○全認可保育園において乳児（0歳児）を対象とした保育の実施</p> <p>【今後の方針】</p> <p>○需要の高い状況の続く未満児の保育ニーズに対応する</p> <p>○乳児保育ニーズの高まりに伴い保育士の確保に努める</p>		
⑫ 児童扶養手当支給事業	主な所管：健康未来こども課	継続
<p>【事業概要】</p> <p>○ひとり親家庭等に対して、生活の安定と自立の促進を目的とした手当の支給</p> <p>【今後の方針】</p> <p>○今後も現況届未提出者への対応、広報による制度の周知に努める</p>		
⑬ 児童手当支給事業	主な所管：健康未来こども課	継続
<p>【事業概要】</p> <p>○中学校修了までの児童養育者に対して手当を支給</p> <p>【今後の方針】</p> <p>○対象者への周知・説明等継続して実施する</p>		
⑭ 特別児童扶養手当	主な所管：福祉課	継続
<p>【事業概要】</p> <p>○精神または身体に障がいのある児童養育者に対しての手当の支給</p> <p>【今後の方針】</p> <p>○関係機関との連携を強化し、制度について周知を図る</p>		
⑮ 障害児福祉手当	主な所管：福祉課	継続
<p>【事業概要】</p> <p>○在宅の20歳未満の者で重度の障がいの状態にあるために、日常生活において常時介護を必要とする者への手当の支給</p> <p>【今後の方針】</p> <p>○関係機関との連携を強化し、制度について周知を図る</p>		

⑯ 療育事業（プレイ教室）	主な所管：健康未来子ども課	継続
【事業概要】 ○対象：言葉や精神発達・生活習慣などの遅滞、身体に障がいがある児童とその保護者 【今後の方針】 ○個々の成長、障がいに対応できるよう今後も継続して事業を実施する		
⑰ 障がい児保育事業	主な所管：健康未来子ども課	継続
【事業概要】 ○障がい児の成長発達を促進するため、心身に障がいのある児童を健常児とともに集団保育を実施 【今後の方針】 ○保育士の加配、保育士の研修実施により充実を図る ○受け入れに伴い保育士の確保を行う		
⑱ ひとり親家庭等医療費助成	主な所管：健康未来子ども課	継続
【事業概要】 ○ひとり親家庭の父または母及び児童等の医療費の一部助成 【今後の方針】 ○広報による周知等を継続して実施する		
⑲ 児童補装具交付及び修理の扶助	主な所管：福祉課	継続
【事業概要】 ○必要な身体機能の獲得や補助のために用いられる補装具の交付や修理に要する費用の支給 【今後の方針】 ○個々の成長、障がいに対応できるよう今後も継続して事業を実施する		
⑳ 軽・中等度難聴児補聴器購入費補助事業	主な所管：福祉課	継続
【事業概要】 ○身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度難聴児の補聴器購入費の一部補助 【今後の方針】 ○個々の成長、障がいに対応できるよう今後も継続して事業を実施する		
㉑ 世代間交流事業（高齢者学級）	主な所管：生涯学習課	継続
【事業概要】 ○生きがいの場の提供 【今後の方針】 ○様々な世代が関われる交流活動の実施を図る		
㉒ 地域子育て交流事業	主な所管：健康未来子ども課	継続
【事業概要】 ○保育園を核とした地域住民参加・交流による子育て支援活動 【今後の方針】 ○未入園時お招き会を実施 ○園の行事への地域住民参加について周知を図る		

㉓ 地域の見守り事業	主な所管：青少年育成センター	継続
<p>【事業概要】 ○青少年補導委員、主任児童委員及び民生委員児童委員等による児童の見守り及び支援活動</p> <p>【今後の方針】 ○補導員の巡回時に、非行防止だけでなく環境浄化につながる声かけの実施を検討</p>		
㉔ 家庭児童相談員配置	主な所管：健康未来こども課	継続
<p>【事業概要】 ○心身の発達や障がい児の養育など、子どもに関する相談窓口として家庭児童相談員を配置</p> <p>【今後の方針】 ○関係機関と連携するなど療育相談等の対応充実を図る</p>		
㉕ 児童遊園整備事業	主な所管：健康未来こども課	継続
<p>【事業概要】 ○町内会等の管理する児童遊園遊具等の新設・増設・修繕に対して助成（（社）小千谷市社会福祉協議会、小千谷市）</p> <p>【今後の方針】 ○申請に対し適切に補助金を交付する</p>		
㉖ 子どもの遊び場作り支援事業	主な所管：生涯学習課	継続
<p>【事業概要】 ○図書館や体育施設等を利用した遊び場の提供</p> <p>【今後の方針】 ○今後も維持管理を継続し、利用物品の入替や衛生管理などに努める</p>		
㉗ 交通安全思想の普及徹底	主な所管：市民生活課	継続
<p>【事業概要】 ○認定こども園、保育園、学校での交通安全教育の実施 ○新入学児童へのランドセルカバー配付</p> <p>【今後の方針】 ○園児・児童・生徒の交通事故を防ぐため、交通安全教室を指導内容の充実を図りながら実施する ○園児・児童が減少傾向にあるため、回数の増加は難しいが、よりきめ細かい指導を心掛ける</p>		
㉘ 安全教育の推進	主な所管：健康未来こども課 学校教育課	継続
<p>【事業概要】 ○保育園・小中学校における学校各種安全教育の推進及び支援、各種安全点検の実施及び支援</p> <p>【今後の方針】 ○不審者に対する防犯対策、地震等自然災害を考慮した施設の安全対策を進める</p>		

②9 防犯運動の推進	主な所管：市民生活課	継続
【事業概要】 ○地域安全活動への補助 【今後の方針】 ○連合会への助成等により地域の防犯事業の補助を行うことで、防犯運動の推進を図る		
③0 子ども110番の家の増加・周知	主な所管：学校教育課	継続
【事業概要】 ○子どもが危険に遭遇したり、困りごとがあるときに安心して立ち寄れる民間協力拠点登録件数の増及び制度の周知 【今後の方針】 ○警察と協力し、増加・周知に努めるとともに、児童に対し、子ども110番の家の場所や逃げ込み方等、万が一のときのための防犯教室を実施する		
③1 幼児教育・保育の無償化	主な所管：健康未来子ども課	新規
【事業概要】 ○保育園・認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべての子供たちの利用料の無償化 ○0歳から2歳までの子供たちについても、住民税非課税世帯を対象として利用料の無償化 【今後の方針】 ○令和元年10月よりスタートした取組みを継続実施する ○保護者に対して制度の周知を図る		

＜目標指標＞

事業名	平成30年度実績	目標
乳幼児健康診査事業・幼児歯科検診 〔集団健診：4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児〕 〔幼児歯科検診：1歳6か月児、2歳児、3歳児〕 〔医療機関委託：6か月健診、先天性股関節脱臼検診〕	平均受診率 [集団検診] ・乳幼児98.9% ・幼児歯科99.8% [個別健診] ・乳幼児94.0% ・先天性94.8%	受診率100.0%
予防接種事業	接種率92.2% (日本脳炎を除く)	接種率100.0%
子ども110番の家の増加・周知	小学校把握数 313戸	小学校把握数 320戸

＜成果指標＞

項目	平成30年度	目標
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	95.9%	97.0%

【参考】計画期間中に取組みを検討する施策・事業等

幼児教育アドバイザーの配置・確保	主な所管：健康未来こども課	新規
<p>【事業概要】 ○幼児教育の専門的な知識を有している者が市内の施設等を巡回し、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う</p> <p>【今後の方針】 ○今現在設置の予定はないが、国の動向等を注視しながら配置の必要性について検討する</p>		
県幼児教育センターとの連携	主な所管：健康未来こども課	新規
<p>【事業概要】 ○県が設置する幼児教育センターと連携して、幼児期の教育・保育の質の向上に努める</p> <p>【今後の方針】 ○新潟県の幼児教育センターは未設置だが、設置された場合、連携して幼児教育の推進を図る</p>		
外国につながる幼児への配慮	主な所管：健康未来こども課	新規
<p>【事業概要】 ○外国につながる幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるように、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行う</p> <p>【今後の方針】 ○現状は特段の配慮が必要な事例はないものの、必要に応じて適切な支援を行う</p>		
医療的ケア児への対応	主な所管：健康未来こども課	新規
<p>【事業概要】 ○日常的に医療的ケアが必要な子どもが教育・保育の機会が奪われることがないように、教育・保育施設等への受け入れ体制の整備を目指す</p> <p>【今後の方針】 ○医療的ケア児のニーズを把握し、必要に応じて支援する体制整備を検討する</p>		

基本施策3 学童期における支援の充実

現状と課題

遊びを通じての仲間意識の形成が児童の社会性の発達に大きな影響を与えることから、児童が地域の中で安全に過ごす場の確保が必要となっています。就学前児童の保育ニーズの高まりから、小学校入学後の放課後の居場所の確保も必要とされるため、放課後児童クラブや放課後子供教室の充実を図るとともに、親子とのふれあい体験など多様な学習体験機会の提供や地域活動の活発化も重要となっています。

また、虐待や非行、不登校等の問題行動については、学校や児童相談所等関係機関と地域との連携を強化し、一体的に児童の健全育成に取り組む必要があるとともに、登下校時における交通安全や防犯体制の整備、児童が安全・安心に学び・遊ぶことが出来る環境や体制の整備等も必要とされています。

さらに、障がいのある子を抱えた家庭、ひとり親家庭、貧困状態にある家庭等、家庭状況による育成環境、将来的な格差を生み出さないために、必要な支援に取り組む必要があります。

今後の方策

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、学校・家庭・地域が一体となって学校教育や社会教育に取り組んでいきます。子ども達の状況に応じた居場所づくりに努め、主任児童委員、児童委員、ボランティア等との連携を図りながら事業に取り組めます。

また、今後も児童・青少年の非行防止のため、地域での取組みに対する支援や、家庭・地域の協力を得ながら関係機関と情報交換・連携を行うことで、次代を担う児童の健全育成を図ります。

登下校時における交通安全の取組みや防犯体制の強化を地域や関係機関等と一体的に継続実施し、児童を取り巻く安全・安心な環境を維持していきます。

家庭や子どもの状況に応じた支援につなげられるように、関係機関が連携して事業の周知や対象者の把握・支援に取り組めます。

主な施策・事業

① 学童思春期保健連絡会連携事業 【再掲】	主な所管：健康未来こども課	継続
<p>【事業概要】</p> <p>○学童思春期保健連絡会など学校保健との連携及び情報の共有化</p> <p>【今後の方針】</p> <p>○子どもたちの生活習慣向上のため各機関と連携を図る</p>		

② フッ化物洗口事業【再掲】	主な所管：健康未来子ども課	継続
【事業概要】 ○永久歯のむし歯予防を図るため、認定子ども園・保育園・学校でフッ化物洗口を実施 【今後の方針】 ○安全に配慮し、口腔ケアの意識を高めるために継続して事業を実施する		
③ 予防接種事業【再掲】	主な所管：健康未来子ども課	継続
【事業概要】 ○予防接種法に基づく、接種を勧奨 ○予防接種費用助成事業（県外などで予防接種を受けたとき、接種費用の助成を行う） 【今後の方針】 ○未接種者への対策に努める		
④ 子育てサークル支援【再掲】	主な所管：健康未来子ども課	継続
【事業概要】 ○子育てサークル登録制度による登録団体への市民会館及び総合福祉センターサンラックおぢやの無料開放の実施 【今後の方針】 ○公共施設の無料開放など、サークル活動の支援を行う ○サークル登録のメリットなどの周知を図る		
⑤ 子ども医療費助成【再掲】	主な所管：健康未来子ども課	継続
【事業概要】 ○高校卒業までの医療費助成 【今後の方針】 ○今後も事業を継続する		
⑥ 就学援助事業	主な所管：学校教育課	継続
【事業概要】 ○就学困難と認められる学齢児童生徒への就学経費の援助 【今後の方針】 ○認定基準により援助する		
⑦ 児童扶養手当支給事業【再掲】	主な所管：健康未来子ども課	継続
【事業概要】 ○ひとり親家庭等に対して、生活の安定と自立の促進を目的とした手当の支給 【今後の方針】 ○今後も現況届未提出者への対応、広報による制度の周知に努める		
⑧ 児童手当支給事業【再掲】	主な所管：健康未来子ども課	継続
【事業概要】 ○中学校修了までの児童養育者に対して手当を支給 【今後の方針】 ○今後も対象者への周知・説明等継続して実施する		

⑨ 特別児童扶養手当【再掲】	主な所管：福祉課	継続
<p>【事業概要】</p> <p>○精神または身体に障がいのある児童養育者に対しての手当の支給</p> <p>【今後の方針】</p> <p>○関係機関との連携を強化し、制度について周知を図る</p>		
⑩ 障害児福祉手当【再掲】	主な所管：福祉課	継続
<p>【事業概要】</p> <p>○在宅の20歳未満の者で重度の障がいの状態にあるために、日常生活において常時介護を必要とする者への手当の支給</p> <p>【今後の方針】</p> <p>○関係機関との連携を強化し、制度について周知を図る</p>		
⑪ ひとり親家庭等医療費助成【再掲】	主な所管：健康未来こども課	継続
<p>【事業概要】</p> <p>○ひとり親家庭の父または母及び児童等の医療費の一部助成</p> <p>【今後の方針】</p> <p>○今後も、広報による周知等を継続して実施する</p>		
⑫ 児童補装具交付及び修理の扶助【再掲】	主な所管：福祉課	継続
<p>【事業概要】</p> <p>○必要な身体機能の獲得や補助のために用いられる補装具の交付や修理に要する費用の支給</p> <p>【今後の方針】</p> <p>○個々の成長、障がいに対応できるよう今後も継続して事業を実施する</p>		
⑬ 軽・中等度難聴児補聴器購入費補助事業【再掲】	主な所管：福祉課	継続
<p>【事業概要】</p> <p>○身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度難聴児の補聴器購入費の一部補助</p> <p>【今後の方針】</p> <p>○個々の成長、障がいに対応できるよう今後も継続して事業を実施する</p>		
⑭ 世代間交流事業（高齢者学級）【再掲】	主な所管：生涯学習課	継続
<p>【事業概要】</p> <p>○生きがいの場の提供</p> <p>【今後の方針】</p> <p>○様々な世代が関われる交流活動の実施を図る</p>		
⑮ 学校支援地域本部事業	主な所管：生涯学習課	継続
<p>【事業概要】</p> <p>○地域全体で学校運営を支援</p> <p>○生涯学習の成果を活かす場の提供</p> <p>【今後の方針】</p> <p>○コーディネーターの育成を図る</p>		

⑯ 放課後子ども教室推進事業	主な所管：生涯学習課	継続
<p>【事業概要】 ○放課後の子どもの居場所と知識・経験の伝承の場の提供</p> <p>【今後の方針】 ○継続的なボランティアの募集を行う ○子どものアレルギーやおう吐時の対応等の研修の受講について検討する</p>		
⑰ 子ども農村交流 プロジェクトモデル事業	主な所管：観光交流課	継続
<p>【事業概要】 ○小学校における農村宿泊体験活動</p> <p>【今後の方針】 ○受入家庭の増加を図る</p>		
⑱ 教育相談員配置	主な所管：学校教育課	継続
<p>【事業概要】 ○相談員1名配置、小中学校への訪問、電話相談</p> <p>【今後の方針】 ○長期欠席や問題行動のもとにある個の特性を家族や学校に理解してもらい、今後も適切な対応ができるよう支援する ○児童生徒の悩みや困りごとの相談に対して適切なアドバイスを行う</p>		
⑲ 適応指導教室開設	主な所管：学校教育課	継続
<p>【事業概要】 ○学校生活にうまく適応できない児童生徒への復帰援助（小千谷小学校区に1か所）</p> <p>【今後の方針】 ○関係機関との情報共有と役割分担（通級生への指導だけでなく、家庭・家族を巻き込んだ支援）により支援を図る</p>		
⑳ 地域の見守り事業【再掲】	主な所管：青少年育成センター	継続
<p>【事業概要】 ○青少年補導委員、主任児童委員及び民生委員児童委員等による児童の見守り及び支援活動</p> <p>【今後の方針】 ○補導員の巡回時に、非行防止だけでなく環境浄化につながる声かけの実施を検討する</p>		
㉑ 青少年育成センター相談事業	主な所管：青少年育成センター	継続
<p>【事業概要】 ○虐待、非行、不登校等の様々な問題を抱えた子どもや家庭への支援</p> <p>【今後の方針】 ○義務教育終了後の青少年の相談場所について、周知方法を検討する</p>		
㉒ 家庭児童相談員配置【再掲】	主な所管：健康未来こども課	継続
<p>【事業概要】 ○心身の発達や障がい児の養育など、子どもに関する相談窓口として家庭児童相談員を配置</p> <p>【今後の方針】 ○関係機関との連携するなど療育相談等の対応充実を図る</p>		

<p>㉓ 児童遊園整備事業【再掲】</p>	<p>主な所管：健康未来子ども課</p>	<p>継続</p>
<p>【事業概要】 ○町内会等の管理する児童遊園遊具等の新設・増設・修繕に対して助成（（社）小千谷市社会福祉協議会、小千谷市）</p> <p>【今後の方針】 ○申請に対し、適切に補助金を交付する</p>		
<p>㉔ 子どもの遊び場作り支援事業【再掲】</p>	<p>主な所管：生涯学習課</p>	<p>継続</p>
<p>【事業概要】 ○図書館や体育施設等を利用した遊び場の提供</p> <p>【今後の方針】 ○維持管理を継続し、利用物品の入替や衛生管理などに努める</p>		
<p>㉕ 交通安全思想の普及徹底【再掲】</p>	<p>主な所管：市民生活課</p>	<p>継続</p>
<p>【事業概要】 ○認定子ども園、保育園、学校での交通安全教育の実施 ○新入学児童へのランドセルカバー配付</p> <p>【今後の方針】 ○園児・児童・生徒の交通事故を防ぐため、交通安全教室を指導内容の充実を図りながら実施する ○園児・児童が減少傾向にあるため、回数の増加は難しいが、よりきめ細かい指導を心掛ける</p>		
<p>㉖ 安全教育の推進【再掲】</p>	<p>主な所管：健康未来子ども課 学校教育課</p>	<p>継続</p>
<p>【事業概要】 ○保育園・小中学校における学校各種安全教育の推進及び支援、各種安全点検の実施及び支援</p> <p>【今後の方針】 ○不審者に対する防犯対策、地震等自然災害を考慮した施設の安全対策を進める</p>		
<p>㉗ 防犯運動の推進【再掲】</p>	<p>主な所管：市民生活課</p>	<p>継続</p>
<p>【事業概要】 ○地域安全活動への補助</p> <p>【今後の方針】 ○連合会への助成等により地域の防犯事業の補助を行うことで、防犯運動の推進を図る</p>		
<p>㉘ 子ども110番の家の増加・周知【再掲】</p>	<p>主な所管：学校教育課</p>	<p>継続</p>
<p>【事業概要】 ○子どもが危険に遭遇したり、困りごとがあるときに安心して立ち寄れる民間協力拠点登録件数の増及び制度の周知</p> <p>【今後の方針】 ○警察と協力し、増加・周知に努めるとともに、児童に対し、子ども110番の家の場所や逃げ込み方等、万が一のときのための防犯教室を実施する</p>		

⑳ 中学生と赤ちゃんとのふれあい交流会	主な所管：健康未来こども課	新規
<p>【事業概要】 ○市内中学校と地域の赤ちゃんのふれあい交流会を実施し、生命の尊さ、親となることの大切さ、子どもに対する親の愛情、育児の楽しさなどを学び、自分が将来親となることを具体的に考える機会を提供</p> <p>【今後の方針】 ○市内中学校の3年生を対象に継続して実施する</p>		
㉑ 子どもの学習・生活支援事業	主な所管：福祉課	新規
<p>【事業概要】 ○貧困の連鎖を防止し、その後の自立を促すために、生活困窮世帯の子どもに対して学習支援・生活支援を令和元年度より実施</p> <p>【今後の方針】 ○生活困窮世帯の子どもを支援につなげられるように事業の周知・対象者の把握に努める</p>		

≪目標指標≫

事業名	平成30年度実績	目標
【再掲】 予防接種事業	接種率92.2% (日本脳炎を除く)	接種率100.0%
【再掲】 子ども110番の家の増加・周知	小学校把握数 313戸	小学校把握数 320戸

≪成果指標≫

項目	平成30年度	目標
赤ちゃん(命)をかわいいと思う中学3年生の割合	97.1%	99.0%
将来結婚や子育てをすることにプラスイメージを持つことができた中学3年生の割合	96.6%	100.0%

基本施策4 子ども子育て支援の充実

現状と課題

妊娠出産期から乳幼児期を経て学童期に至るまで、子どものライフステージに応じて子育て世帯に対しては切れ目ない継続的な支援が必要とされています。

核家族化の進展や少子化等により、子育てに関して不安や悩みを抱え孤立化する保護者が年々多くなってきており、それらの環境が虐待の一因となっていることも指摘されています。子育てをめぐる様々な問題については、早期発見・早期解決が必要不可欠であり、そのためには、ワンストップによる相談窓口の設置や関係機関との連携体制を確保していくことが求められています。

また、スマートフォン等の携帯端末から育児や子育て支援に関する情報を入手する保護者も増加しているため、従来の情報発信や周知の方法に加えて、スマートフォンによる情報入手の仕組みも検討する必要があります。

今後の方策

妊娠届出やアンケート等の情報を基に、妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない継続的な相談や支援を行う「子育て世代包括支援センター」を新たに設置し、要保護児童対策地域協議会（小千谷市子どもを守る地域連絡会）や児童相談所等関係機関・部署等との連携により、児童虐待や子育てに関する全般的な相談体制の整備や必要な情報提供・支援に努めます。

また、スマートフォンアプリを活用した情報発信の取組みや、乳幼児・児童等のライフステージに応じた健康維持の取組み等、妊娠出産期から学童期まで切れ目ない子育て支援施策を充実させていきます。

主な施策・事業

① 子育て世代包括支援センターの設置	主な所管：健康未来子ども課	新規
<p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○妊娠期から子育て期にわたり、妊娠の届出等の機会に得た情報を基に、妊娠・出産・子育てに関する各種相談や必要な情報提供・保健指導を行う ○必要に応じて個別に支援プランを策定し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関との連絡調整により、切れ目のない支援を行う <p>【今後の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和2年度4月に開設し、子育てに関するワンストップでの相談体制整備により切れ目ない支援を実施する 		
② 児童虐待・DV防止ネットワーク事業	主な所管：健康未来子ども課	継続
<p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小千谷市子どもを守る地域連絡会を核とした関係機関の参加拡充による問題解決・支援体制の強化 <p>【今後の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○代表者会議や児童虐待防止研修会を開催することにより、小千谷市子どもを守る地域連絡会周知や関係機関の連携強化を図る 		

③ 民生委員児童委員・主任児童委員による相談・支援活動	主な所管：福祉課	継続
<p>【事業概要】 ○児童・青少年の健全育成を図るため、関係機関と連携した地域での相談・支援活動</p> <p>【今後の方針】 ○小中学校との連携（情報開示等）、親に対する民生委員制度の周知啓発を図る</p>		
④ 保健師訪問指導・相談事業	主な所管：健康未来こども課	継続
<p>【事業概要】 ○必要に応じて保健師による家庭訪問や臨床心理士による子育てこころの相談事業を行う</p> <p>【今後の方針】 ○切れ目ない支援のため関係機関と連携する</p>		
⑤ わんパーク相談事業	主な所管：健康未来こども課	継続
<p>【事業概要】 ○あすえ～のわんパークにおける子育てなんでも相談、来館・電話相談</p> <p>【今後の方針】 ○広報などによる周知を行う ○継続して保護者が相談しやすい環境づくりに努める</p>		
⑥ 児童安全相談員配置	主な所管：健康未来こども課	継続
<p>【事業概要】 ○児童虐待やDVなど、子どもに関する相談窓口として児童安全相談員を配置</p> <p>【今後の方針】 ○関係機関との連絡調整等により、児童虐待対応の連携強化を図る</p>		
⑦ LINEによる子育て情報発信	主な所管：健康未来こども課	新規
<p>【事業概要】 ○子育てに関する情報やわんパークのイベント情報の配信</p> <p>【今後の方針】 ○保育園に関する情報（例：入園申込みの情報、インフルエンザ情報）など配信内容の充実を図る</p>		
⑧ 健やかに生み育てる環境づくり	主な所管：健康未来こども課	継続
<p>【事業概要】 ○保健事業や各種アンケートにより、妊娠期、乳幼児期、学童思春期の生活習慣や家族の状況等を把握する</p> <p>【今後の方針】 ○幼少期からの生活リズム向上のため、関係機関と連携して「食べて・動いて・よく寝よう」をスローガンに健康目標の達成に努める</p>		

《目標指標》：⑧「健やかに生み育てる環境づくり」に掲げる健康目標

評価指標		目標値	
		平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
妊 産 婦	妊娠・11週以下での妊娠届出の割合	98.2%	99.0%
	妊婦の喫煙率	1.3%	0.0%
	妊婦の飲酒率	0.4%	0.0%
	低出生体重児の出生率	7.4%	9.0%
	生後0歳～2か月未満の母乳栄養児の割合	46.0%	50.0%
	生後2～4か月未満の母乳栄養児の割合	42.7%	45.0%
	妊娠出産時に夫や家族の思いやりを感じる妊産婦の割合	94.5%	99.0%
	積極的に育児している父親の割合	61.0%	70.0%
	妊娠・出産に満足している者の割合	91.0%	95.0%
乳 幼 児	21時前に寝る子の割合 4歳～6歳	26.2%	30.0%
	朝食を毎日食べる子の割合 4歳～6歳	94.9%	100.0%
	体を動かして遊ぶ子の割合 1歳6か月～3歳	60.5%	65.0%
	4歳～6歳	77.6%	80.0%
	排便が毎日ある子の割合 1歳6か月～3歳	80.5%	85.0%
	4歳～6歳	74.3%	78.0%
	テレビの視聴時間が1日2時間以内の子の割合 1歳6か月～3歳	70.3%	73.0%
	むし歯のない子の割合 3歳	92.3%	95.0%
	仕上げみがきの実施率 1歳6か月～3歳	96.2%	98.0%
	4歳～6歳	90.0%	95.0%
	家庭内禁煙率	52.5%	55.0%
	家庭内分煙率	93.4%	97.0%
	楽しく子育てができている養育者の割合	80.8%	85.0%
	相談相手がいる養育者の割合	98.5%	100.0%
	体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合 4か月	93.5%	95.0%
1歳6か月	83.4%	85.0%	
3歳	62.8%	70.0%	

評価指標		目標値	
		平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
学 童 思 春 期	10代の人口妊娠中絶率	1.3%	0.0%
	性感染症を知っている子の割合 中学3年生	76.3%	80.0%
	親と性に関する事柄について話をしたことがある子の割合 中学3年生	4.4%	5.0%
	体や心の悩みを相談できる子の割合 中学3年生	78.5%	80.0%
	就寝時刻の遅い子の割合 小学生（22時以降）	38.1%	35.0%
		中学生（23時以降）	60.5%
	朝食を食べる子の割合	90.9%	100.0%
	1日30分以上運動習慣がある子の割合	82.7%	88.0%
	毎日排便がある子の割合 小学生	16.6%	20.0%
		中学生	18.2%
	1日3時間以上テレビやビデオの視聴、テレビゲーム類で遊ぶ子の割合	23.1%	20.0%
	喫煙率（1回/月以上） 中学3年生	0.3%	0.0%
	飲酒率（1回/月以上） 中学3年生	0.3%	0.0%
	喫煙、飲酒、薬物の害を知っている子の割合 中学3年生	92.2%	95.0%
	12歳児の一人平均むし歯本数	0.14本	0.10本
	肥満傾向児童・生徒の割合 小学生	7.7%	7.0%
		中学生	7.4%
	貧血者の割合	4.6%	3.0%
	痩身傾向児童・生徒の割合 小学生	2.2%	1.0%
		中学生	3.7%
血中脂質異常者の割合	2.2%	2.0%	

【参考】計画期間中に取組みを検討する施策・事業等

子ども家庭総合支援拠点整備の検討	主な所管：健康未来こども課	新規
<p>【事業概要】 ○子どものいる家庭等からの子育てに関する相談を受け、児童相談所等関係機関・部署等と連携し、必要な情報提供や支援を行う</p> <p>【今後の方針】 ○現状では整備予定はないが、児童福祉法で市町村において「拠点の整備に努める」とされていることから今後整備について検討を行う</p>		

基本施策5 教育・保育、地域子育て支援事業の充実

1 教育・保育、地域子育て支援事業について

(1) 新制度の全体像

子ども・子育て支援法等に基づく新制度による事業は、大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれます。

■ 子ども・子育て支援新制度の全体像

	教育・保育給付	現金給付
子ども・子育て支援給付	<ul style="list-style-type: none"> 【施設型給付】 ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育園 【地域型保育給付】 ・小規模保育（利用定員6人以上19人以下） ・家庭的保育（利用定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育 【子どものための施設等利用給付】 ・幼稚園（未移行） ・特別支援学校（幼稚部） ・預かり保育事業 ・認可外保育施設等 	【児童手当】
地域子ども・子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・妊婦健診 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 ・子育て短期支援事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・一時預かり事業 ・延長保育事業 ・病児・病後児保育事業 ・放課後児童クラブ ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 	

市は地域の教育・保育や子育て支援のニーズを把握し、教育・保育の確保のための保育園・認定こども園・幼稚園などの計画的な受け皿の整備や、地域のニーズに応じた子育て支援事業の実施に主体的に取り組むこととされています。

(2) 子ども・子育て支援給付の仕組みと認定の種類

「子ども・子育て支援給付」は、幼児期の教育と、保育の必要性のある子どもの保育について、市から教育・保育給付の認定を受けて、幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育等を利用した場合に「施設型給付」「地域型保育給付」の給付対象となります。

■ 「施設型給付」「地域型保育給付」の仕組みと認定区分

・ 保護者からの申請に基づき、市が子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて以下の3区分にそれぞれ認定し、その認定に応じて教育・保育を実施

- 【1号認定】 満3歳以上／保育の必要性なし（教育標準時間認定こども）
- 【2号認定】 満3歳以上／保育の必要性あり（満3歳以上の保育認定こども）
- 【3号認定】 満3歳未満／保育の必要性あり（満3歳未満の保育認定こども）

⇒さらに、2号認定、3号認定（保育認定）については、保護者の就労時間に応じて、「保育標準時間（11時間）認定」と「保育短時間（8時間）認定」に保育の利用時間を区分

- ・ 1号認定を受けた子どもに対しては、幼稚園または認定こども園の幼稚園機能において教育を提供
- ・ 2号及び3号認定を受けた子どもに対しては、保育園、認定こども園の保育園機能または地域型保育において保育を提供

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子ども・子育て支援給付」に「子育てのための施設等利用給付」が新たに創設され、「施設型給付」「地域型保育給付」以外の施設・事業の利用についても給付が拡充されました。

■ 「子育てのための施設等利用給付」の認定区分

（無償化制度の仕組みについては【資料編】（P94～）に掲載）

・ 施設等利用給付認定の区分と対象者

- 【新1号認定】 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、幼稚園（私学助成園等）を利用し、教育部分のみの利用料を無償化するもの
- 【新2号認定】 満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保育の必要性（家庭において必要な保育を受けることが困難である理由）があり、預かり保育や認可外保育施設等（無償化の対象施設・事業に限る）の利用料を無償化するもの
- 【新3号認定】 満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保育の必要性（家庭において必要な保育を受けることが困難である理由）があり、かつ、市民税非課税世帯に属しているもので、預かり保育や認可外保育施設等（無償化の対象施設・事業に限る）の利用料を無償化するもの

※新2号及び新3号認定について、保育必要量の認定は不要

2 教育・保育事業等の提供区域

子ども・子育て支援法では、各自治体において「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。区域の範囲については各自治体の裁量に任されているため、本市では、ニーズ調査及び子ども・子育て支援会議での審議結果や各地域の子ども人口の状況等を踏まえ、教育・保育提供区域は市域全域を1つの区域として前期計画で設定しました。本計画においてもこの考え方を踏襲し、市域全域を1つの区域として設定します。

■ 市内教育・保育施設等の位置図

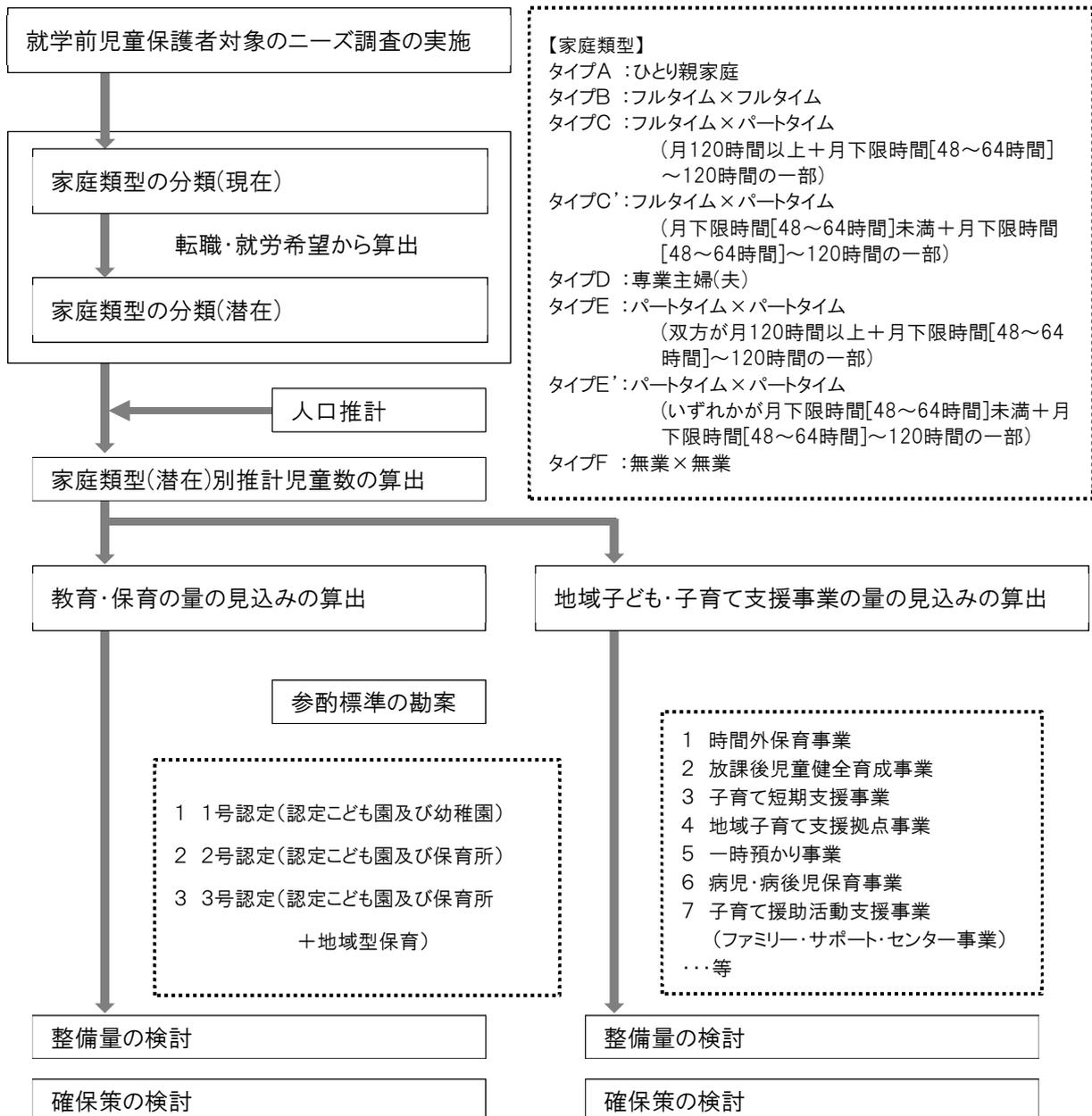


3 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果を基に、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフローチャート



(2) 子ども人口の推計

本市の子ども人口の推計について、0～5歳では平成31年の1,353人から令和6年には1,098人と18.8%減少、6～11歳でも平成31年の1,768人から令和6年には1,396人と21.0%減少することが予測されます。

■ 子ども人口の推移と推計

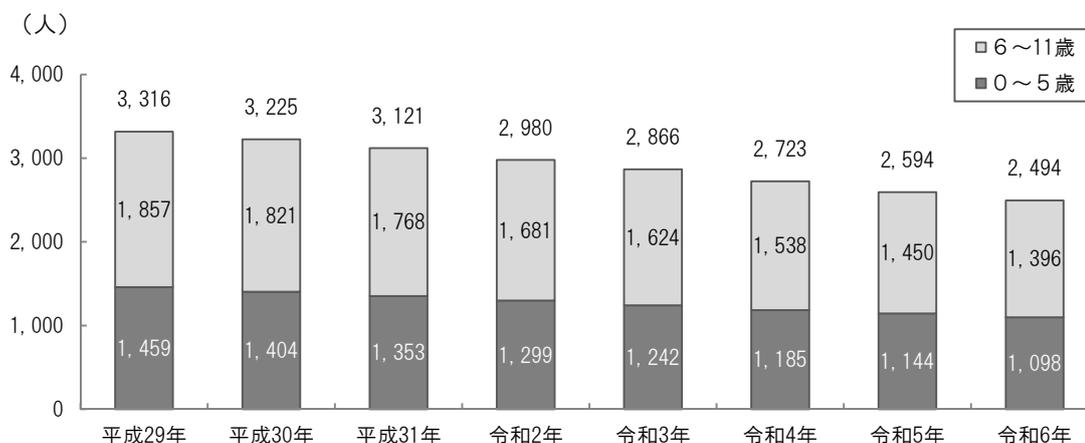
単位：人

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～11歳	3,316	3,225	3,121	2,980	2,866	2,723	2,594	2,494
0歳	211	203	217	189	182	172	166	160
1歳	227	210	209	220	192	185	175	169
2歳	243	230	210	209	220	192	185	175
3歳	248	240	231	209	208	219	191	184
4歳	271	248	241	231	209	208	219	191
5歳	259	273	245	241	231	209	208	219
0～5歳	1,459	1,404	1,353	1,299	1,242	1,185	1,144	1,098
6歳	299	260	267	244	240	230	208	207
7歳	317	296	261	267	244	240	230	208
8歳	299	319	296	261	267	244	240	230
9歳	333	299	316	296	261	267	244	240
10歳	314	332	297	316	296	261	267	244
11歳	295	315	331	297	316	296	261	267
6～11歳	1,857	1,821	1,768	1,681	1,624	1,538	1,450	1,396

資料：平成29年～平成31年は、住民基本台帳（各年4月1日）

令和2年～令和6年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計（各年4月1日）

■ 子ども人口の推計



(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数は、国の手引きに従って、ニーズ調査結果から家庭類型の現在割合と、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出し、推計します。

■ 児童（0～5歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合

家庭類型	説明	現在	単位：%	
			現在	潜在
タイプA	ひとり親家庭	5.2	5.2	5.2
タイプB	フルタイム×フルタイム	59.0	63.7	63.7
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	32.4	27.1	27.1
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	3.4	2.9	2.9
タイプD	専業主婦(夫)	0.0	1.1	1.1
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0	0.0
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0	0.0
タイプF	無業×無業	0.0	0.0	0.0

そして、令和2年度～令和6年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

■ 推計年度別の児童数（0～5歳）

単位：%（潜在割合）、人（児童数）

家庭類型	潜在割合	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
タイプA	5.2	70	67	64	62	59
タイプB	63.7	823	788	749	723	694
タイプC	27.1	354	338	325	314	302
タイプC'	2.9	37	35	34	33	32
タイプD	1.1	14	13	13	12	12
タイプE	0.0	0	0	0	0	0
タイプE'	0.0	0	0	0	0	0
タイプF	0.0	0	0	0	0	0
推計児童数 (0～5歳)		1,299	1,242	1,185	1,144	1,098

※各家庭類型ごとの人数の合計と推計児童数の人数は、端数の関係で違う場合があります。

(4) 教育・保育事業の利用実績と今後のニーズ量見込み

第1期計画期間における教育・保育事業の実績は以下のとおりです。本市では教育・保育施設である保育園、認定こども園を利用する就学前児童が8割以上となっていますが、この期間において待機児童の発生はありませんでした。

■ 教育・保育事業の利用実績

単位：人

	認定区分		1号	2号	3号	
					0歳	1・2歳
平成 27 年度	①量の見込み		351	512	74	228
	②確保の 状況	教育・保育施設	306	555	34	272
		地域型保育事業	-	6	-	-
	乖離(②-①)		▲45	49	▲40	44
平成 28 年度	①量の見込み		327	477	76	239
	②確保の 状況	教育・保育施設	275	548	30	281
		地域型保育事業	-	5	-	-
	乖離(②-①)		▲52	76	▲46	42
平成 29 年度	①量の見込み		319	466	78	241
	②確保の 状況	教育・保育施設	267	509	20	279
		地域型保育事業	-	7	-	-
	乖離(②-①)		▲52	50	▲58	38
平成 30 年度	①量の見込み		325	474	79	241
	②確保の 状況	教育・保育施設	226	520	32	275
		地域型保育事業	-	8	-	-
	乖離(②-①)		▲99	54	▲47	34
令和 元 年度	①量の見込み		330	481	80	241
	②確保の 状況	教育・保育施設	209	491	29	294
		地域型保育事業	-	10	-	-
	乖離(②-①)		▲121	20	▲51	53

本市に居住する就学前児童の教育・保育事業のニーズ量の見込みは、国が示した算出等の考え方に基づき算出した後、必要な箇所に補正を行った結果、以下のとおりです。

■ 教育・保育事業のニーズ量の見込みと確保方策

単位：人

	認定区分	1号	2号	3号	
				0歳	1・2歳
令和 2 年度	①量の見込み	159	527	100	287
	②確保方策 教育・保育施設	176	622	111	352
	乖離(②-①)	17	95	11	65
令和 3 年度	①量の見込み	151	501	96	276
	②確保方策 教育・保育施設	176	622	111	352
	乖離(②-①)	25	121	15	76
令和 4 年度	①量の見込み	148	492	91	253
	②確保方策 教育・保育施設	176	622	111	352
	乖離(②-①)	28	130	20	99
令和 5 年度	①量の見込み	144	478	88	242
	②確保方策 教育・保育施設	176	622	111	352
	乖離(②-①)	32	144	23	110
令和 6 年度	①量の見込み	138	459	85	231
	②確保方策 教育・保育施設	176	622	111	352
	乖離(②-①)	38	163	26	121

(5) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込み

第1期計画期間における地域子ども・子育て支援事業の実績は以下のとおりです。

■ 地域子ども・子育て支援事業の利用実績

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
利用者支援事業	か所	17	17	17	17
地域子育て支援拠点事業	人回	962	815	792	749
乳児家庭全戸訪問事業	人	231	215	208	251
養育支援訪問事業	人	48	56	71	114
子育て短期支援事業	人日	0	0	0	0
一時預かり事業		949	1,029	958	1,102
幼稚園の預かり保育	人日	-	-	-	-
幼稚園以外の預かり保育		949	1,029	958	1,102
延長保育事業（時間外保育事業）	人	297	354	171	157
病児（病後児）保育事業	人日	4	0	1	0
ファミリー・サポート・センター （子育て援助活動支援事業）	人日 /月	45	38	10	12
妊婦健康診査事業	人	2,613	2,511	2,444	2,610
放課後児童健全育成事業（通年利用）		248	278	292	296
小学1～3年生	人	220	237	253	250
小学4～6年生		28	41	39	46

地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込みは、国が示した算出等の考え方に基づき算出した後、必要な箇所に補正を行った結果、以下のとおりです。

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の量の見込みについて、第1期計画では、「通年利用」の児童のみを見込んでいましたが、第2期計画のニーズ量には通年利用だけでなく、「長期休業のみの利用児童」についても考慮して算出しています。

■ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用者支援事業	か所	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	人回	972	935	864	828	793
乳児家庭全戸訪問事業	人	189	182	172	166	160
養育支援訪問事業	人	140	140	140	140	140
子育て短期支援事業	人日	0	0	0	0	0
一時預かり事業		3,276	3,159	3,075	2,985	2,887
幼稚園の預かり保育	人日	2,268	2,200	2,134	2,070	2,008
幼稚園以外の預かり保育		1,008	959	941	915	879
延長保育事業（時間外保育事業）	人	303	290	277	267	255
病児保育事業	人日	132	132	132	132	132
ファミリー・サポート・センター （子育て援助活動支援事業）※就学児	人日	105	105	105	105	105
妊婦健康診査事業	人	2,513	2,420	2,287	2,207	2,127
放課後児童健全育成事業		527	516	506	496	486
小学1～3年生	人	380	372	365	358	351
小学4～6年生		147	144	141	138	135

4 幼児教育・保育の量の見込み及び確保の状況

(1) 施設型事業

① 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労にかかわらず3歳から入園できますが、3歳になる学年（満3歳児）からの受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。幼保連携型は、認定こども園法に基づく学校及び児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけを持ち、教育及び保育を一体的に提供する施設です。幼稚園型は、幼稚園に保育所の機能を併せ持つ施設です（児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけは持ちません）。保育所型は、保育所に幼稚園の機能を併せ持つ施設です（学校教育法に基づく学校としての法的位置づけは持ちません）。また、地方裁量型は、幼稚園・保育所のいずれの認可もない施設が、地域の教育・保育施設として必要な機能を果たすものです。

実施状況

○本市の3歳～5歳児は、認定こども園または保育園にほぼ100%入園しています。そのなかで、教育施設の利用については、保護者の就労にかかわらないこともあり、一定のニーズがあることから、市内の認定こども園において受け入れを行っています。

提供体制、確保策の考え方

○少子化や母親の就労率の増加により、教育施設のニーズ量は減少が見込まれますが、引き続き認定こども園において受入体制を確保していきます。

■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み（1号認定）	159	151	148	144	138
②確保方策	176	176	176	176	176
幼稚園	-	-	-	-	-
確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
認定こども園	176	176	176	176	176
乖離（②－①）	17	25	28	32	38

② 保育施設（認定こども園、認可保育所）

認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。

認可保育所は、保護者の就労や親族の介護などで、家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設で、児童福祉法に基づいて県の認可を受けた児童福祉施設です。

実施状況

○市内には、保育所が10園、幼保連携型認定こども園が3園設置されています。0～2歳児（未満児）については、核家族化や共働き家庭の増加により、保育施設の利用ニーズが高い状況が続いており、市内の私立園が認定こども園に移行したことによって保育ニーズの受け皿が確保できている状況です。

提供体制、確保策の考え方

○少子化が進む一方、市内の0～2歳児（未満児）の保育ニーズは今後も高い状況が続くことが想定されるため、現在の各保育園・認定こども園において、引き続き受入体制を確保していきます。

■ 保育施設（認定こども園、認可保育所）の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	914	873	836	808	775
2号認定	527	501	492	478	459
3号認定	387	372	344	330	316
0歳	100	96	91	88	85
1・2歳	287	276	253	242	231
②確保方策	1,085	1,085	1,085	1,085	1,085
認可保育所	839	839	839	839	839
2号認定	488	488	488	488	488
3号認定	351	351	351	351	351
0歳	85	85	85	85	85
1・2歳	266	266	266	266	266
認定こども園	246	246	246	246	246
2号認定	134	134	134	134	134
3号認定	112	112	112	112	112
0歳	26	26	26	26	26
1・2歳	86	86	86	86	86
乖離（②－①）	171	212	249	277	310

③ 認定こども園（再掲）

認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。

実施状況

〇市内には3つの私立幼保連携型認定こども園が設置されており、教育施設と保育施設の両方の機能を兼ね備えることで、多様な利用者のニーズに対応しています。

提供体制、確保策の考え方

〇今後も認定こども園において、教育ニーズと保育ニーズに対する受入体制を確保していきます。

■ 認定こども園（再掲）の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	365	347	335	325	311
1号認定	159	151	148	144	138
2号認定	113	107	105	102	98
3号認定	93	89	82	79	75
0歳	23	22	21	20	19
1・2歳	70	67	61	59	56
②確保方策	422	422	422	422	422
1号認定	176	176	176	176	176
2号認定	134	134	134	134	134
3号認定	112	112	112	112	112
0歳	26	26	26	26	26
1・2歳	86	86	86	86	86
乖離（②－①）	57	75	87	97	111

(2) 地域型保育事業

① 小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人で行う保育事業です。

現在、本市では当該事業を実施していません。

② 事業所内保育事業（企業主導型保育施設）

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。

現在、本市では当該事業を実施していません。

③ 家庭的保育事業

保育者の家庭などで子どもを保育するサービスです。

現在、本市では当該事業を実施していません。

④ 居宅訪問型保育事業

ベビーシッターのような保育者が、子どもの家庭で保育するサービスです。

現在、本市では当該事業を実施していません。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況

(1) 相談支援事業

① 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

実施状況

○子どもとその保護者の身近な相談に対し、保育園・認定こども園・わんパーク等において対応を行ってきましたが、妊娠から子育てまでの切れ目ない相談・支援体制が必要とされていることから、妊娠・出産・子育てに関する相談や、必要に応じて個別に支援プランの作成・支援を行う「子育て世代包括支援センター」を設置します。

○子育て支援ガイドブックや市ホームページ・広報おぢや、また、LINEによる情報発信などで妊娠中から子育て中の方を対象に情報提供を行っています。

提供体制、確保策の考え方

○令和2年度より母子保健型利用者支援事業として「子育て世代包括支援センター」を新たに設置し、子育て世代への切れ目ない相談・支援の充実を図ります。

○子どもまたはその保護者に身近である保育園、認定こども園、わんパーク等においても引続き相談を受け付けます。

■ 利用者支援事業（母子保健型）の量の見込みと確保の状況

単位：か所

推計値	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の支援を行う事業です。

実施状況

○「わんパーク」、「にこにこルーム」、「ひばりパーク」、「つぼみひろば」、里山子育てひろば「木のこん」において開設しています。子育て相談や子育てサークル活動の場の提供、講座なども実施しています。

提供体制、確保策の考え方

○少子化と3歳未満児の入園児童の増加により、利用者は減少傾向にありますが、子育て世帯の孤立防止のためや、情報提供・相談支援の場として引続き事業を行っていく必要があります。

○交流の場や相談窓口について周知を図ります。

■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保の状況

単位：人回

推計値	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	972	935	864	828	793
②確保方策	972	935	864	828	793
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

(2) 訪問型事業

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

実施状況

○産婦・新生児訪問指導（こんにちは赤ちゃん事業）を、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に開業助産師等が訪問をして実施しています。

提供体制、確保策の考え方

- 現行の体制を維持しながら事業を実施します。
- 引き続き100%の訪問を目指し、各機関との連携を図ります。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	189	182	172	166	160
②確保方策	189	182	172	166	160
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

実施状況

○妊娠前から就園前までの親子に関わる母子保健事業において、児童の養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある対象者を把握し、関係機関と連携して対応しています。

提供体制、確保策の考え方

- 引き続き関係機関が連携しながら、支援を行っていきます。

■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	140	140	140	140	140
②確保方策	140	140	140	140	140
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

(3) 通所型事業

① 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

※短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

現在、本市には、児童養護施設等はありませんが、必要が生じた場合には、市外施設の利用により提供体制を確保していきます。

② 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、保育園、地域子育て支援拠点、ファミリー・サポート・センター等で、一時的な預かりを行う事業です。

実施状況

○市内のすべての認定こども園で、在園する1号認定の児童を対象とした預かり保育事業（幼稚園の預かり保育）を実施しています。

○市内保育園、認定こども園、わんパークで就学前までの児童を対象に預かりを実施しています。

○ファミリー・サポート・センターでは、依頼会員と提供会員の相互援助活動により土曜日・日曜日など休日の預かりも実施しています。

提供体制、確保策の考え方

○提供体制は確保できており、現状を維持し、引き続き事業を行います。

■ 一時預かり事業の量の見込みと確保の状況

推計値	単位：人日				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	3,276	3,159	3,075	2,985	2,887
1号認定	2,268	2,200	2,134	2,070	2,008
2号認定	48	46	45	44	42
上記以外	960	913	896	871	837
②確保方策	3,588	3,588	3,588	3,588	3,588
幼稚園の預かり保育	2,268	2,268	2,268	2,268	2,268
幼稚園以外の預かり保育以外	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320
乖離（②－①）	312	429	513	603	701

③ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日・利用時間以外の日・時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

実施状況

○仕事の都合などで通常の保育時間外も保育を利用する場合は、保育時間を延長して保育を実施しています。

- ・早朝保育：午前7時15分から ※市立保育園のみ（真人保育園を除く）
- ・延長保育：月曜日～金曜日 午後7時まで
土曜日 午後1時まで
※市立南保育園、私立認定こども園のみ午後6時まで

提供体制、確保策の考え方

- 平日の提供体制は確保できており、現状を維持し、引き続き事業を行います。
- 土曜日や日曜日の保育の拡充については、ファミリー・サポート・センターなどの利用状況や、ニーズに応じて検討していきます。

■ 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	303	290	277	267	255
②確保方策	354	354	354	354	354
乖離（②－①）	51	64	77	87	99

④ 病児保育事業

病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

実施状況

○病後児保育事業については、ファミリー・サポート・センターにおいて実施してきましたが、令和2年1月より新たに病児病後児保育室を開設し、病児保育事業も開始しました。

提供体制、確保策の考え方

○病児病後児保育室の開設により、利用ニーズに対する受入体制を確保していきます。

■ 病児保育事業の量の見込みと確保の状況

推計値	単位：人日				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	132	132	132	132	132
②確保方策	732	732	732	732	732
乖離（②－①）	600	600	600	600	600

（４）その他事業

① 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

実施状況

○妊婦の健康管理を目的とし、医療機関に委託して健診を実施しており、14回までの公費助成を行っています。

提供体制、確保策の考え方

○妊婦の健康管理及び経済的負担の軽減を図り、安心かつ安全に妊娠・出産ができる体制を確保するため、14回分の受診券を交付します。

○引き続き、適切な週数に応じて受診できるように周知を図ります。

■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保の状況

推計値	単位：人				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	2,513	2,420	2,287	2,207	2,127
②確保方策	2,513	2,420	2,287	2,207	2,127
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）※就学児

子育て中の保護者を対象として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

実施状況

○ファミリー・サポート・センター事務局（わんパーク内）にアドバイザーを配置し、援助の依頼の受け付けや援助が可能な提供会員との調整等を行っています。

○定期的に提供会員・依頼会員向けの説明会を開催し、会員数の増加に努めています。

提供体制、確保策の考え方

○提供会員の増加により提供体制は確保できています。引続き定期的な説明会の開催や広報等により事業の周知を行っていきます。

■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
の量の見込みと確保の状況 ※就学児

単位：人日

推計値	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	105	105	105	105	105
小学校低学年	74	74	74	74	74
小学校高学年	31	31	31	31	31
②確保方策	360	360	360	360	360
乖離（②－①）	255	255	255	255	255

③ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のために、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関や関係機関の職員の専門性の強化及び連携強化を図る事業です。

実施状況

○小千谷市子どもを守る地域連絡会を設置し、要保護児童等について関係機関と連携を取りながら対応していきます。

提供体制、確保策の考え方

○各種会議や研修会等の開催により、専門性の向上、関係機関の連携強化を図ります。

④ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

現在、本市では当該事業を実施していません。

⑤ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

現在、本市では待機児童が発生しておらず当該事業を実施していません。

6 総合的な子どもの放課後対策の推進

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童館等を利用し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

国の「新・放課後子ども総合プラン」では、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業を一体的または連携して実施することを目指しています。

実施状況

○少子化が進む一方で核家族化や保護者の就労形態の多様化により、放課後児童クラブの利用ニーズは高い状況が続いており、アンケートなどによりニーズ把握を行いながら提供体制の確保に努めてきました。令和元年度より、吉谷小学校区において長期休業中の放課後児童クラブを新たに開設し、利用ニーズへの対応を行いました。

○放課後子ども教室は、地域の方々の協力を得ながら現在市内5つの小学校で週に1回実施しており、保護者の就労状況に関わらず、放課後児童クラブの利用児童を含むすべての児童を対象とした多様な体験・活動の場の提供に取り組んでいます。

提供体制、確保策の考え方

○児童減少が進む中、低学年の放課後児童クラブの利用ニーズは高い状況が続くと見込まれるため、ニーズ把握を行いながら提供体制を確保していきます。

○学校区ごとのニーズ把握を行いながら、提供体制を確保していきます。

○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施について、より良い児童の放課後活動となるよう、連携に努めます。

■ 放課後児童クラブの量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	527	516	506	496	486
1年生	153	150	147	144	141
2年生	120	117	115	113	111
3年生	107	105	103	101	99
4年生	92	90	88	87	85
5年生	42	41	41	40	39
6年生	13	13	12	11	11
②確保の状況	527	527	527	527	527
1年生	153	153	153	153	153
2年生	120	120	120	120	120
3年生	107	107	107	107	107
4年生	92	92	92	92	92
5年生	42	42	42	42	42
6年生	13	13	13	13	13
乖離（②－①）	0	11	21	31	41

7 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進

(1) 認定こども園の普及について

認定こども園は、保護者の就労状況など家庭状況に変化があった場合でも子どもを柔軟に受け入れられる施設です。また、認定こども園は、すべての子育て家庭を対象にした子育て相談や親子の集いの場の提供など、地域における子育て支援の役割を担うことから、利用者の利便性の向上につながります。

本市では、多様化する教育・保育ニーズに対応するために、すべての幼稚園が幼保連携型認定こども園への移行を行いました。今後も教育・保育ニーズを注視しながら、認定こども園による教育・保育の一体的な提供を継続していきます。

(2) 質の高い教育・保育について

子どもの最善の利益を第一に考え、就学前の子どもに関する質の高い教育・保育の総合的な提供を推進するため、教諭と保育士が合同での幼保連携に関する研修等を通じ、教育・保育の質の向上に努めます。

また、関係機関、関係団体等との連携を図り、職員の意識向上、人材の確保・育成、適正配置に努め、教育・保育サービスのニーズに対応しつつ、質の向上を図ります。

(3) 幼・保・小連携の取組みの推進について

認定こども園・保育園の教諭や保育士が交流事業や研修・会議等での意見交換・情報共有を行うなど、関係者の共通理解を図ることで一貫した教育・保育の指導を推進します。

また、幼児教育・保育から小学校教育に子どもが円滑に移行できるように、認定こども園・保育園・小学校の職員同士の交流、子ども同士の交流、小学校の体験入学などにより、幼・保・小の連携を推進します。

8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担や利便性等を考慮した給付を実施します。



第5章

計画の推進体制



第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。

本市に関わるすべての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点を踏まえて施策や事業を推進します。こうした「協働」の輪を広げるため、情報公開や双方向からの情報交流、効果的な情報発信に努めていきます。

地域での取組み（役割）と市全域での取組み（役割）が互いに補完し、それぞれの強みを生かしながら地域の様々な活動主体との協働により、子ども・子育て支援施策にかかる取組みを効果的に推進するとともに、社会福祉協議会などの関連団体との協力関係を深め、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

2 計画の公表及び周知

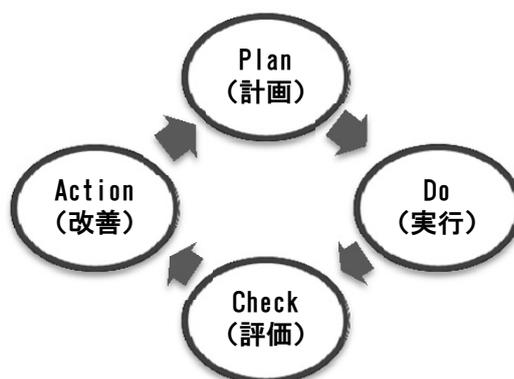
計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があります。

計画の周知にあたっては、市の広報紙やホームページ等を活用するなど広報活動を実施します。

また、各事業においても、市の広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用し、市民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

3 計画の評価と進行管理

子ども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況の把握や子ども・子育て支援会議の意見等に基づき、必要に応じて計画の見直しや施策の改善・充実、指標の修正を行いながら、PDCAサイクルにより基本理念の達成を目指します。





資料編



資料編

1 小千谷市 子ども・子育て支援会議

(1) 設置要綱

小千谷市子ども・子育て支援会議設置要綱

平成 25 年 9 月 20 日

告示第 100 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、小千谷市子ども・子育て支援会議（以下「子ども・子育て支援会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て支援会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 小千谷市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 小千谷市における子ども・子育て支援策の実施状況を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て支援会議は、委員 16 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 子育て支援団体に属する者
- (4) 子育て支援事業に従事する者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 公募による者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て支援会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て支援会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て支援会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第 7 条 子ども・子育て支援会議の関係者は、会議で知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 8 条 子ども・子育て支援会議の庶務は、社会福祉課において処理する。（※）

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

※令和 2 年 4 月 1 日～子ども・子育て支援会議の庶務は、健康未来こども課において処理する。

(2) 委員名簿

○令和元年 10 月 31 日まで

選出区分	氏名	所属団体等	備考
学識経験を有する者	仁田原 義之	にたはらこどもクリニック 医師	副会長
	島川 夏代	厚生連小千谷総合病院副看護部長	
	樋口 敏晴	小千谷市民生委員児童委員協議会 主任児童委員	会長
教育関係者	関澤 明浩	小千谷市教育委員会 管理主事兼指導主事	
	栗林 智代	千田小学校 教頭	
子育て支援団体に属する者	久保田 利章	手をつなぐ育成会 事務局長	
	平澤 正子	ゴリラサークル代表	
	有馬 正子	ファミリー・サポート・センター提供会員	
子育て支援事業に従事する者	高橋 典子	認定こども園つくし幼稚園 副園長	
	金子 裕子	社会福祉法人 小千谷市社会福祉協議会 事務局次長	
子どもの保護者	井口 和行	小千谷小学校PTA	
	佐治 亜紀	わかば保育園なのはな会	

○令和元年 11 月 1 日から

選出区分	氏名	所属団体等	備考
学識経験を有する者	仁田原 義之	にたはらこどもクリニック 医師	副会長
	島川 夏代	厚生連小千谷総合病院副看護部長	
	谷内 一也	小千谷市民生委員児童委員協議会 主任児童委員	会長
教育関係者	関澤 明浩	小千谷市教育委員会 管理主事兼指導主事	
	栗林 智代	千田小学校 教頭	
子育て支援団体に属する者	久保田 利章	手をつなぐ育成会 事務局長	
	平澤 正子	ゴリラサークル代表	
	有馬 正子	ファミリー・サポート・センター提供会員	
子育て支援事業に従事する者	高橋 典子	認定こども園つくし幼稚園 副園長	
	金子 裕子	社会福祉法人 小千谷市社会福祉協議会 事務局次長	
子どもの保護者	玉木 優子	小千谷小学校PTA	
	大淵 成美	岩沢保育園わかば会	
公募による者	羽鳥 史子	自営業	

(3) 会議の開催日と審議内容

日程		議事
平成三十年 度	12月6日 〔第1回〕	1. 小千谷市次世代育成支援後期行動計画事業及び子ども・子育て支援事業 実績報告及び検証 2. 第2期計画策定流れについて 3. 子育て支援ニーズ調査の内容について
	3月14日 〔第2回〕	1. 子育て支援ニーズ調査の集計結果について 2. 保育園・認定こども園の入園状況について
令和元 年度	9月12日 〔第1回〕	1. 第2期計画策定に向けた今後の流れについて 2. 子育て支援ニーズ調査結果、第1期計画評価からみた現状と課題について 3. 第2期計画の骨子案について 4. 量の見込みの推計の補正の考え方について
	12月19日 〔第2回〕	1. 子ども・子育て支援新制度及び小千谷市子ども・子育て支援事業計画 について 2. 第2期計画の素案について
	1月23日 〔第3回〕	1. 第2期子ども・子育て支援事業計画（案）について
	3月19日 〔第4回〕	1. 小千谷市子ども・子育て支援事業計画（案）パブリックコメント意見の 取扱いについて 2. 第2期子ども・子育て支援事業計画の策定について 3. 保育園・認定こども園の入園状況について

2 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育を無償化する改正子ども・子育て支援法が、令和元年5月10日に可決・成立し、令和元年10月1日から全面的に実施となりました。

(1) 幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯

平成26年度～	毎年度、幼児教育・保育の段階的無償化を実施
平成29年12月8日	「新しい経済政策パッケージ」(閣議決定)
平成30年5月31日	「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討報告書」(とりまとめ)
平成30年6月15日	「経済財政運営と改革の基本方針2018」(閣議決定)
平成30年10月15日	国と地方の協議の場(法定)
平成30年11月21日	教育の無償化に関する国と地方の協議
平成30年12月3日	教育の無償化に関する国と地方の協議
平成30年12月17日	国と地方の協議の場(法定)
平成30年12月25日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会(第1回目)
平成30年12月28日	「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(関係閣僚合意)
平成31年2月14日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会(第2回目)
令和元年5月10日	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立
令和元年5月31日	幼児教育・保育の無償化に関する政令・内閣府令の公布
令和元年10月1日	幼児教育・保育の無償化施行

(2) 幼児教育・保育の無償化の趣旨

少子高齢化という国難に正面から取り組むため、令和元年10月からの消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換されました。20代や30代の若い世代が理想の子ども数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由となっており、幼児教育・保育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の1つであります。また、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子供たちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要です。

このような背景を踏まえ、これまで、段階的に推進してきた取組みを一気に加速し、現行の子ども・子育て支援新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、新制度の対象とはならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設、就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進めるものです。

(3) 無償化の対象者・対象範囲等

① 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な保育料）の利用料を無償化

※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、上限月額2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化。

※開始年齢：原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化。

※保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。

3～5歳は施設による徴収を基本とする。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）。

- 0～2歳：上記施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

② 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

※保育の必要性の認定：2号認定または2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）。

※預かり保育は子ども・子育て支援法の一部預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督。

③ 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（3.7万円）までの利用料を無償化

※認可保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象。

※上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象。

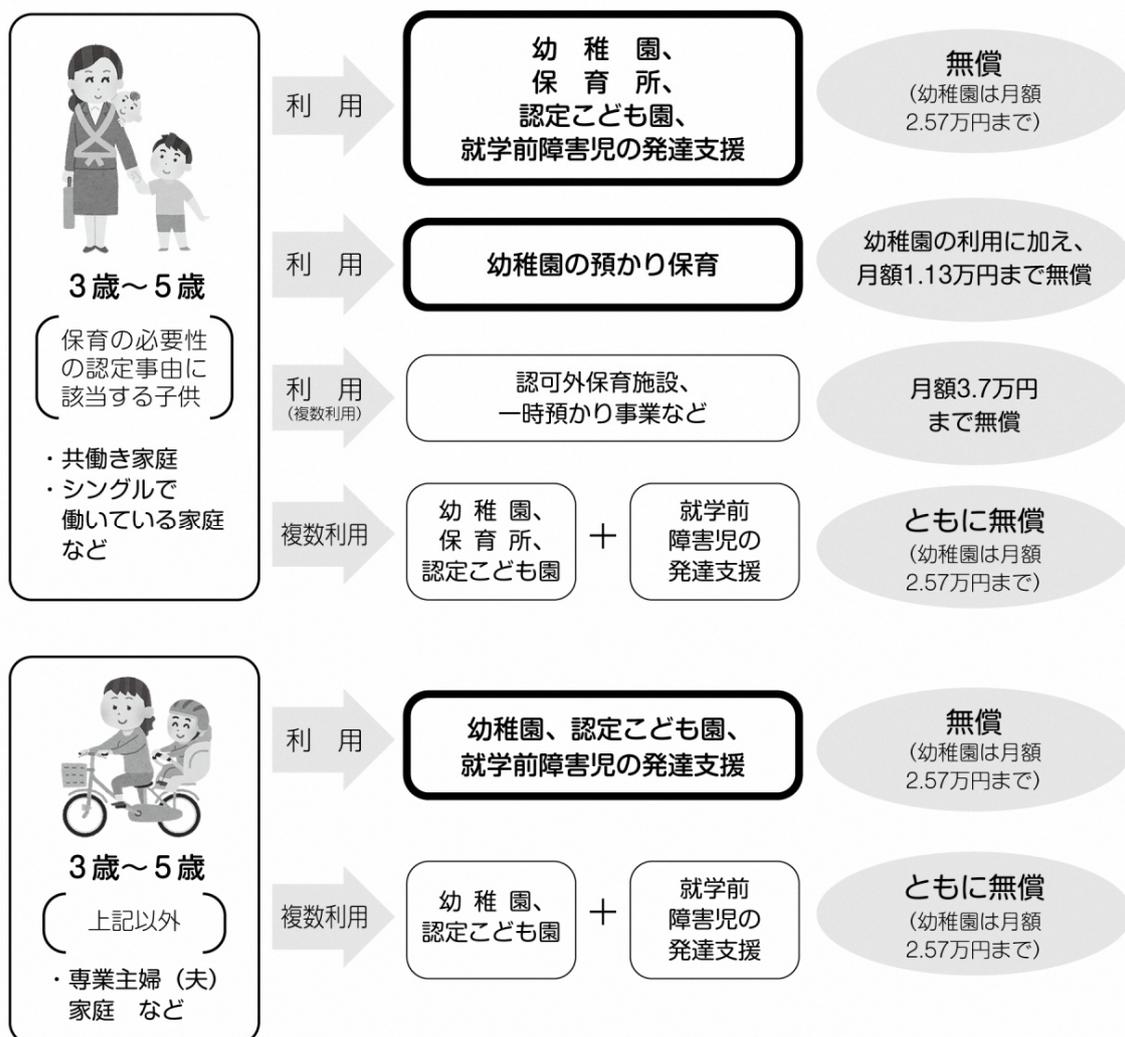
※都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定。

- 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

④ 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

■ 幼児教育・保育の無償化の具体的なイメージ



資料:内閣府「幼児教育・保育の無償化に関する住民・事業者向け説明資料」より



第2期小千谷市子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年3月

発行者 小千谷市 社会福祉課（令和2年4月～健康未来こども課）

住 所 〒947-8501 新潟県小千谷市城内2-7-5

TEL 0258-83-3517 FAX 0258-83-4160

